

○議事日程 (平成二十八年六月二十三日第二日)

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 諸般の報告

日程第三 町政一般に関する質問

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

議長 吉田 太郎

○欠席議員

なし

一 番 北倉 義博  
 二 番 岩永 義仁  
 三 番 長澤 龍夫  
 四 番 大橋 三男  
 五 番 三田 正敏  
 六 番 吉田 太郎  
 七 番 早崎 百合子  
 八 番 野村 永一  
 九 番 田中 敏弘  
 十 番 松永 民夫  
 十一 番 林 輝見  
 十二 番 青山 貞一  
 十三 番 水谷 久美子

○地方自治法第二百一十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町長 大橋 孝

副町長	長谷川 悟
教育長	並河 清次
総務部長兼 総務課長	田中 信行
総務課長	川地 憲元
企画政策課長	渡邊 章博
総務部税務課長	野村 博治
住民福祉部長	高木 勉
住民福祉課長	高橋 正人
健康福祉課長	松岡 弘泰
住民福祉部長	田中 一也
住民福祉課長	佐藤 嘉但
生活環境課長	高木 伸一
産業建設部長	伊藤 幸広
産業建設部参事	高木 伸一
産業建設部長	高木 伸一
農林振興課長	伊藤 幸広
産業建設部企業誘致 ・商工観光課長	大倉 修
産業建設部長	前田 勝治
産業建設部長	桐山 一則
水道建設部長	田中 隆
会計管理者兼 会計課長	田中 隆

教育委員会事務局局長兼 教育総務課長	佐藤 昌子
教育委員会 生涯学習課長	久保寺 利明
教育委員会 スポーツ振興課長	西脇 正信
消 防 長	川添 公男
消防総務課長	近藤 清隆

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会事務局長	西脇 和信
議会事務局書記	國枝 利法

(開議時間 午前九時三十分)

○議長(吉田太郎君) おはようございます。

平成二十八年第二回養老町議会定例会の再開に当たり、議員並びに執行部各位には何かと御多用のところ、御出席賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行いますので、全員御起立をお願いします。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の議会は全員出席であります。

ただいまから平成二十八年第二回養老町議会定例会を再開し、本日の会議を開きます。

○議長(吉田太郎君) それでは、日程第一、会議録署名議員の指

名をします。

会議規則第二百二十七条の規定によって、九番 田中敏弘君、十番 松永民夫君を指名します。

○議長(吉田太郎君) 次に、日程第二、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。これで諸般の報告を終わります。

○議長(吉田太郎君) 次に、日程第三、町政一般に関する質問を行います。

なお、一般質問は、養老町議会会議規則第五十六条第一項の規定に基づき、議員一人当たりの質問・答弁の時間を六十分以内といたします。

質問の通告がありますので、順次発言を許可します。

最初に、二番 岩永義仁君。

○二番(岩永義仁君) ただいま議長より許可をいただきました、養老の未来をつくる岩永義仁です。

これより二つの項目について一般質問を行います。

まずは、御当地ナンバープレートの普及についてを質問いたします。

町制六十周年を記念して、平成二十六年七月より、養老町オリジナルのデザインである、いわゆる御当地ナンバープレートというものが原動機付自転車を対象に導入されています。実物はこういったものでして、多分お目にかかった方も結構多いのではないかと思います。

事前に実施した調査依頼によりますと、現在の町内での普及率は、五十cc以下で一一％、九十cc以下で一七・六％、百二十五cc

以下で二五％、ミニカーで一九・二％であり、全体での普及率は対象登録車数千二百十九台中百五十五台の一二・七％となっております。

なお、当初の予定では合計千枚のナンバープレートを導入することになっており、使用中の従来のナンバープレートからの変更も手数料無料で行うことができます。

実施から二年ということで、普及率は、今後、これから伸びていくことも予想されますが、一三〇〇年祭を目前にしたせっかくの機会ですので、再アピールと宣伝のために一つ提案をしたいと思えます。

原動機付自転車、以降は原付と申しますが、この使用者をイメージしてぱつと思いつくのが、郵便局の配達や、銀行等金融機関の営業や、また新聞配達等ではないかと思えます。町内には、郵便局も、銀行や信用金庫、また新聞販売店もありますし、日中、こういったところの車両が多く走行している姿も目にします。これらの業者と連携して、使用している車両のナンバープレートを養老の御当地ナンバープレートに変更してもらってはいかがかと考えますが、どうでしょうか。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 岩永議員の御質問にお答えをさせていただきます。

養老町のマスコットキャラクター、スマイルげんちゃんをデザインいたしました原動機付自転車、第一種（五十cc以下）など四車種の御当地ナンバープレートにつきましては、本町の観光振興及び地域の一体感の醸成を目的に、平成二十六年の町制施行六十年を記念して作成させていただきました。

そして、平成二十六年七月の交付当初より、税務課窓口でのナ

ンバープレートの交付時におけるPRのほか、町広報紙、ホームページへの掲載、また町内金融機関に協力を依頼するなど、その普及に努めてきたところでございます。

しかしながら、平成二十七年年度末の交付実績におきまして、平成二十六年七月の御当地ナンバープレートの交付以降、新規の登録車に対する割合といたしましては、四車種全体で六〇・一％となっておりませうけれども、全車両に対する普及率は、議員が御指摘されましたように、一二・七％にとどまっております。

このことを受けまして、今後は、御当地ナンバープレートの記事を改めて町広報紙に掲載させていただくとともに、地元金融機関、新聞販売店、また原動機付自転車等販売業者にも協力をお願いをさせていただきます、さらなる普及に努め、本町の観光振興及び町民の地域への愛着心の醸成に努めてまいりたいと思っております。よろしく御理解をいただきたいと思います。

〔二番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） ほぼ要求どおりというか、満額回答をいただきましたので、このナンバープレートに関する質問はこれで終わらせていただきます。

続きまして、二つ目の一般質問に入ります。

町長交際費に関して。

これに関連した質問を、過去、平成二十六年九月議会に行い、その中で使い方の問題点も指摘してきました。改善が見られないところがありますので、改めて質問をしたいと思えます。

町長の交際費の支出に関しては、規定に基づいて拠出されているのは前回の質疑・答弁からもわかります。しかし、飲食や宴会の場への出席に対して交際費が支出されることには強い違和感を

覚えます。町長の考え方をお聞かせください。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 私の交際費についての御質問にお答えをさせていただきます。

町長交際費の基本的な考え方でございますけれども、交際費は行政の円滑な執行を図るため、町長が町を代表して外部の団体や個人の皆様との交際・交渉に要するための経費であり、社会通念上妥当な範囲において、必要最小限の支出に努めているところでございます。

また、町政に対する町民の理解と信頼を深めることを目的といたしまして、公平かつ公正な執行を図るため、交際費についても、現在、透明性の高い行政経営の一環と経理の適正を明確にするために、養老町長交際費の支出基準及び公開に関する要綱に基づきまして支出をいたしておりますし、その状況を町のホームページにおいて公表させていただいております。ちなみに、西南濃市町村において公開しておりますのは、大垣市、本巣市、海津市で、町村では本町以外はございません。

また、要綱におきましては、各種団体等が行う懇親会等に参加する際の支出基準は、飲食が伴うものでも会費と区分して整理をさせていただいております。

なお、この支出につきましては、町民感覚と合致したものになるよう、社会や経済情勢の変化等に十分配慮し、さらに適正な予算執行に努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔二番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） それでは、再質問を行います。

町ホームページ上に掲載されている交際費支出状況から、町長

二期目当選後の平成二十六年十二月から、ことし、二十八年三月までを抽出し、総会や互礼会等の式典や講演を伴うものを除いた、純粋に一般的な宴席のみのもので、こういった忘年会、新年会、懇親会、反省会といった飲食のみの単独の席で支出した金額は、三十件で合計十三万九千円でした。

さらに、具体的に例を挙げて説明します。議会の役職交代が例年五月の臨時議会で行われます。その後、議会五役会と町執行幹部とで懇親会が料亭で行われることが恒例となっています。昨年度は、私もこの懇親会には産業建設委員会委員長として参加しております。この会は、完全にお酒を伴う宴会の席であり、目的は親睦です。ほかから見れば、身内同士の飲み会です。議会からの参加者は、議長の議長交際費を含めて、経費を一切予算からは支出せず、全て自前にて精算しております。当然、町執行においても同様であろうと思っておりますが、町長はこの席の支払いを交際費から支出しています。いかがなものでしょうか。先ごろ、テレビや新聞、インターネット上で話題の某知事の言葉をかりれば、不適切な支出ではないでしょうか。ほかの同じような会での支出とあわせて、町にお返ししていただくのがよいのではないかなあと考えますが、いかがですか。

もう一点確認します。

前回の質問、平成二十六年九月議会ですね、この一般質問の際に、町長は、同一の団体への支出は年度中一回だけにすると答弁されています。しかし、実際に支出を調べると、特定の団体との会食、飲食等に複数回支出している事実があります。言っていることとやっていることが違うようでは、信用を失いますよ。納得のいく説明をしてください。

なお、副町長からも見解をお聞きしたいと思います。県におい

ては、こういった席への参加の場合の公金からの支出がどうなっているのか、御存じの範囲で教えていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

それでは以上について、まず副町長に、飲食の席へ出席する場合の県での公金対応を、次に町長からさきの二点についてお答えください。

○議長（吉田太郎君） 長谷川副町長、答弁。

○副町長（長谷川 悟君） 県での公金の支出ということでございますが、交際費という意味でしたらちよつと余り私は了知していませんものですから、ただ一般の職員にしましては、平成九年にいわゆるそのとき社会的に官官接待とかというのが非常に話題になりました、県の職員倫理規定というのが平成九年の四月一日に定められました。その中で、職員は利害関係者との接触到当たっては、いろいろ行為について制限をするというような規定がございます。まして、利害関係者との会食をするものについてはまず禁止になっております。ただ、届け出をしたものについては、そういった会食に参加することもあるということで、その平成九年のときに、そういった会食に出る機会が一気に減ったという記憶はございます。

公金の支出に当たっては、その内容において検討しながら支出するというような状況であったかとは思いますが、以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 再質問にお答えをさせていただきますと思います。

事業内容をより重視をした判断基準につきましては、より厳格に精査しなくてはならないと考えております。しかし、相手方を

特定することにもなりますし、行政運営上、公平性という社会通念から、ある面では慎重に対応していかなくてはならないと考えております。

議員の言われる飲食代や宴会のみの席は自己負担ということでございますけれども、これは日本の古くからの文化といえますが、宴席の中で人と人が本音をというようなこともございます。年におおむね一団体に一回を目安にと考えておりますけれども、町の執行を代表する立場で挨拶をしたり、町の施策への理解を求め、または情報や意見交換などによって町政へ関心をより高めていただくため、案内のあったものは出席をしているものでございます。場合によっては、複数になることもあるかというふうに考えております。

過去の実績、先ほど、議員も恐らく調査依頼で御存じかもしれませんが、平成二十七年には四十八万円と、これまでにかなり精査をさせていたただいておるところでございます。また、単なる懇親会や宴席だけへの参加は挨拶だけで帰るといったケースも、以前に比べてふえてきていると思っております。

直ちに全額自己負担という考え方には及びませんが、今後、近隣市町の状況も調査しながら、必要であれば町長交際費の支出基準の見直しも検討してまいりたいと考えているところでございます。以上でございます。

〔二番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） では、最後の、三回目の質疑に入ります。

町長、私は招待のあった団体の会や集まりに参加するなど言っているわけではありません。自分の飲み食いした飲食代について

は、ほかの参加者と同じく、自腹でお支払いくださいと言っているだけです。

ここで、所沢市の取り組みを紹介します。各種団体の総会、懇親会等においては、挨拶のみで退席する場合には、飲食物を御用意いただかないことで会費が生じないようにしています。また、飲食を伴う場合には、自費で負担し、交際費からは支出しないこととしています。

町長は、議会や各地域での行政懇談会等の場で、養老町の厳しい財政事情をもってさまざまな提案や要望を拒否することが多いです。町民も我々も、厳しい財政事情は重々承知しています。まずは御自身に係る経費、まして宴会での経費を公金から支出する行為は即刻やめていただきたいです。これら今回判明した不適切と思われる支出を町へ返還されることを改めて提案します。

町長が三月議会の施政方針の中で孟子を引用していましたので、私からは、同じく四書の論語から一つ、信なくば立たずという政治家としての基本姿勢を論じた孔子の言葉を投げかけさせていただきます。

最後に、宴席での飲食に支出した公金の返還の意思についてお答えいただき、今回の私の一般質問を終わりますが、こういう御時世ですので、今後は町長の真摯な大人の対応を期待します。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 再々質問にお答えをさせていただきます。

一番最初のお答えのときに申しましたように、町を代表しての出席であるということは、飲食のみの場合においても、やはり皆様との意見交換であったり、情報の共有ということもございます。所沢の取り組みもございましょうけれども、私どもは社会通念上妥当な範囲においてというふうにも考えております。何度も申し

ますけれども、交際費については重々精査をして進めていきたいと考えているところでございます。よろしく御理解をいただきましたと思います。

○議長（吉田太郎君） 以上で、二番 岩永義仁君の一般質問を終わります。

○議長（吉田太郎君） 次に、十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） それでは、発言の許可を得ましたので、通告に基づき、二件で質問をいたします。

まず、養老鉄道について四点で伺います。  
二〇〇七年（平成十九年）、養老鉄道の赤字負担分三億円を限度に、負担割合の項目と比率の合意が確認されました。その内容は、均等割五〇％、営業割二〇％、駅舎割二〇％、人口割一〇％でした。

その後、二〇一〇年（平成二十二年）八月二十七日には、沿線市町でつくる養老鉄道活性化協議会で、二〇一一年以降、人口割一〇％を廃止し、均等割を一〇％増の六〇％としました。人口の多い桑名市、大垣市の負担が減り、両市で一千万円を超える負担減になりました。

さらに、本年、二〇一六年（平成二十八年）三月一日、養老鉄道養老線に係る事業形態変更に関する基本合意書及び養老線の事業形態変更に関する沿線市町の負担割合に関する合意書が養老鉄道活性化協議会で発表されました。これを受け、四月二十六日に開催された議会全員協議会后、緊急の議会養老鉄道存続特別委員会が開かれ、担当課からこれまでの経過を含めた説明が行われました。本年度の財政支援の上限額三億八千二百万円を沿線市町が均等割という、これまでの負担根拠を一掃するものでした。

同年五月二日、養老鉄道活性化協議会で近鉄株式会社と沿線首長で合意したA三判用紙一枚、A四判用紙九枚に及ぶ内容が、全議員に同月六日午後九時過ぎに担当課から議員宅にファクスで送付されました。緊迫した状況が、そのファクスを受けた時点で感じることになりました。

そこで伺います。

一点目は、沿線市町の負担割合が均等割になった根拠と、これに対する大橋町長の見解を求めます。

二点目は、負担割合は赤字補填でなく、地域交通を発展させる税負担と位置づけるべきであると考えます。そのためには鉄道事業者に養老町のビジョンを示し、鉄道事業者との間で、一、展望ある経営理念と方針の確立、いわゆる黒字化計画の年度計画、二、経営業務の見直しと報告、三、地域交通への提案と協力を出資の条件として契約化することを提案するものですが、町長の見解を求めます。

三点目は、法定協議会を補助金を得るための計画づくりにはならないということです。そこで、法定協議会において、広域的かつ総合的な交通政策理念及び方針、旅客鉄道事業の経営改善についての経営理念及び方針、旅客鉄道事業の事業構造の変更に、少なくともこの先十年で黒字転換するとの方針の明確化、幅広い住民参加、広域的な地域交通形成からも、中部運輸局、専門知識を有した県職員の選出をと考えますが、これらに対する見解を求めます。

四点目は、養老鉄道存続問題は養老町を含む西濃地域のまちづくりを検討する課題にもなり得ると考えます。当町での交通事業者、行政、町民の話し合いの場合、例えば町民交通会議を提案しますが、住民参加をどう促すのかお尋ねをいたします。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 水谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず、第一点目の均等割になった根拠ということと私の見解ということですが、養老鉄道養老線については、平成二十九年中をめどに新たな事業形態へ移行し、養老線を存続させるため、事業形態変更に関する基本的な方針及び沿線市町の負担割合について、本年五月に協議が調ったところでございます。

この負担割合につきましては、沿線市町で協議を重ね、存続への思いは沿線市町ともに同じであるから、負担もともに分かち合い、一丸となって進めていくとの思いから、養老鉄道への支援等に関して均等に負担することで合意いたしました。

本町といたしましては、沿線市町の負担を均等にすることは、各自治体の財政規模の相違による課題等はあると認識しておりますが、存続に向け、一丸となって進めることが重要であるとの考えから、均等負担に了承し、合意したところでございます。

また、二点目についてでございますけれども、養老鉄道株式会社の事業運営につきましては、養老線の事業形態変更に関する確認書において増収及び費用節減に努め、みずからの収入により事業を行うことを原則といたしております。

また、今後設立予定の法定協議会、養老線地域公共交通再生協議会において、地域公共交通網形成計画及び鉄道事業再構築実施計画を策定する予定でございますが、赤字前提の経営改善策では国から計画の認定が受けられないと考えております。

このため、本町としましては、法定協議会において、養老鉄道株式会社の基礎的な収入の増加策や費用の具体的な削減策を協議し、赤字補填前提ではなく、黒字を目指した経営が可能となるよ

う、これらの計画を取りまとめたいと考えております。

また、それ以外にも、御提案いただきました項目に関しましては、今後、法定協議会において協議が進められるものと考えております。

三点目につきましてですけれども、法定協議会は補助金を得るための計画づくりをする協議会ではございません。先ほど答弁をいたしましたとおり、養老鉄道株式会社が黒字を目指した経営が可能となるよう、計画を取りまとめる協議会だと考えております。

また、法定協議会は、地域公共交通網形成計画を策定する上で必要な協議会であり、養老線を中心とした公共交通ネットワークの活性化及び再生についての検討をするのみではなく、西濃地域のまちづくりや観光振興についても検討をする協議会であると考えております。このため、法定協議会では、御提案をいただきましたことも含め、さまざまな課題について協議が進められるものと考えております。

また、法定協議会の委員につきましては、法律に基づいた構成として、沿線市町を初め、中部運輸局や岐阜県などの関係行政機関や利用者、学識経験者等の参加を検討しております。

次に、四点目でございますけれども、養老町では公共交通の関係会議として、公共交通事業者、道路管理者、公安委員会、利用者等で構成する地域公共交通会議を開催しており、養老鉄道についても、このような場を活用して皆様の御意見を伺いながら協議をしていきたいと考えております。

また、住民参加につきましては、法定協議会によるアンケート調査やブリックコメントなども実施しながら進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 均等割の負担合意については、存続への思いは沿線市町が同じなので負担もともに分かち合うと、財政規模の課題などは認識しているが、沿線市町が一丸となり進めることが重要との考えから均等負担を了承したとの答弁をいただきました。

三月十五日、新聞各紙が報じた報道では、前日に開かれた大垣市建設環境委員会で担当課長の次のような発言が記載されてありました。大垣市としては、責任と負担を同じように分かち合うべきという考え、他の首長からも均等割の提案があった。

そこで伺います。  
他の首長とは、大橋町長のことでしょうか。

また、教育長には、養老鉄道の教育の社会的便益や教育行政から見た負担割合の均等化についてお尋ねをいたします。

五月二十八日、養北小学校で運動会が開かれました。プログラムを拝見し、教育的配慮を強く感じました。個人走では、五・六年が百メートル、三・四年が八十メートル、一・二年生は、プログラム上はゴールを目指すとしてのタイトルでしたが、約五十メートルです。体力に合わせた教育的配慮です。

私は、養老鉄道における均等負担とそのことを重ねておりました。体力を沿線市町の財政力と考えると、本年度の沿線市町の普通会計は、百万円単位で、大垣市六百二億三千万円、桑名市五百五十五億四千万円、海津市百六十二億一千八百万円、養老町百八億一千九百万円、神戸町六十八億五千二百万円、揖斐川町百四十一億八千万円、池田町九十億七千万円です。これらの体力、財政力を有した市町村がスタートラインに並びました。今後、均等割での負担を考えると、政治的な判断で沿線市町の中で棄権を



余儀なくされる自治体が出るのではないか。離脱することが可能な事業であるだけに、今後が懸念されます。教育行政のトップである教育長の所見もあわせてお伺いしたいと思います。

二点目は、法定協議会における収入の増加策あるいは削減策を協議し、黒字を目指した経営が可能になるよう計画を取りまとめていくとのことですが、養老町としても、これまで全国の地方鉄道に学び、赤字路線から脱し、右肩上がりの鉄道、廃線を余儀なくされた鉄道、累積赤字で窮地に立たされている鉄道を調査されてきたと考えますが、ふえるところと減るところで何が違うのか、独自の分析をお聞かせいただきたいと思えます。

三点目は、住民参加の回答では、法定協議会によるアンケート調査やパブリックコメントなどを実施しながら進めるとのことですが、前提となる養老町民の声を法定協に反映するための調査の是非は。パブコメでは、過去において第五次総合計画素案のパブコメも実施しましたが、一件もなかったということも含め、効果的な内容をどのように検討されているのか伺います。

四点目は、法定協の情報公開などについて伺います。これまでの活性化協議会は、傍聴もできない非公開で、協議資料もかなり慎重に内容を取り扱われてきました。全容を、町民から付託を受けている議員にも知らされない部分も多々あったことは否めません。法定協の統括事務局は大垣市なのかも含めて、情報開示の点で答弁をいただきます。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 再質の四点について御返答をさせていただきます。

まず、第一点目の前段でございますが、他の首長とは私のことでしょうかということでございますけれども、先ほども答弁をい

たしましたけれども、本町としては、沿線市町の負担を均等にすることは各自自治体の財政規模の相違による課題はあると認識をしておりますけれども、存続に向け、一丸となって進めることが重要であると先ほど答弁したとおり、均等負担に了承し、合意したというところでございます。このため、均等負担については、私から提案はいたしておりません。

また、二点目でございますが、独自の分析ということですが、地方鉄道の状況につきましては、第三セクター方式や公営民営方式など、さまざまな運営方式がございます。また、主な利用者が通勤・通学、観光客等、それぞれの鉄道により環境が異なるため、何が違うのかということは単純な比較ができないと考えております。このため、今後、法定協議会において、養老鉄道の新たな運営方式や地域特性等も考慮した基礎的な収入の増加策や費用の具体的な削減策について協議が進められるものと考えております。

三点目でございますが、アンケート、パブリックコメントを効果のある方法でという御質問だと思いますが、町民からの意見につきましては、先ほども答弁いたしました地域公共交通会議などの場を活用して皆様の御意見を伺うほかに、中学生の子供を持つ保護者等を対象としたアンケートを実施するなど、将来、養老鉄道を通学等で利用する可能性がある方からの御意見も広く伺いながら、法定協議会に反映していきたいと考えております。

また、パブリックコメントの効果的な内容をとの御質問もございましたけれども、法定協議会としては、パブリックコメントのほかにもアンケート調査などを皆様に広く周知しながら実施する予定でございます。このようなさまざまな機会を通じて多くの皆様方から意見を伺い、計画などに反映していきたいと考えており

ます。

また、法定協議会の情報公開、今まで余り知らされない部分もあったというような御質問もございましたけれども、これまでの活性化協議会は議員に知らされない部分があったというようなことを御発言されましたけれども、活性化協議会において決定した事柄については、事務局である大垣市から記者発表等が行われており、適切に情報公開がされているものと認識をいたしております。

また、本町としましては、議会において平成二十七年六月二十六日に養老鉄道存続特別委員会が設立されて以降、この特別委員会において活性化協議会の最新の状況を各議員へ御報告をさせていただいております。特に、先ほどの均等負担の合意につきましては、合意する前の平成二十八年六月二十六日の特別委員会にて詳細に御説明をさせていただき、各議員から御意見を伺ったところでございます。このように、町としましては適切に対応させていただいたと認識をしておりますので、御理解をお願いしたいと思います。

次に、御質問がございました法定協議会については、現在、設立に向けて沿線市町等で準備を進めているところでございます。このため、現時点で確定しておりませんけれども、原則公開で行われ、傍聴も可能となるよう準備を進めております。

また、事務局は法定協議会の会長が属する市町が担う予定でございます。以上でございます。

一点目の後段は教育長のほうから答弁をさせます。

○議長（吉田太郎君） 並河教育長、答弁。

○教育長（並河清次君） 失礼いたします。

再質問の一番目の後段についてお答えしたいと思います。

大橋町長には、町の財政については十分理解の上で、また他市町との状況も鑑みて判断されたものというふうに思っています。今後も、町の財政とか住民の声を考えながら判断し、進めていただけるものと思っておりますので、養老町長に任せていきたいというふうに考えております。以上です。

〔十三番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） それでは、最後の質問になると思いますが、二〇〇七年（平成十九年）の赤字負担分の合意は、桑名市役所で近鉄と沿線市町の首長が集まり、議論をし、得た内容でした。当時の稲葉町長は、赤字分の三億円限度を強く主張するとともに、提案された幾つかのケースから、均等割五十、営業キロ割二十、駅舎割二十、人口割一〇%を妥当として合意に努力されたと聞き及んでいます。

いずれにしても、養老鉄道存続をとの大きな世論とともにスタートラインに立つことができました。均等割については、当町は大きな増に至らないからよかったという認識ではだめだと考えます。どうか大橋町長には、大局的な見地から法定協での主張を期待しています。

また、鉄道の右肩下がりの時代は終わったとも言われます。自動車保有率や免許保有率の増加は、十年以上に頭打ちです。高齢化や少子化は、一方的なマイナスではありません。環境志向や健康志向、観光やインバウンドも増加傾向にあります。上がるか下がるかは、知恵とやる気の問題です。

鉄道は、サービスの質、ダイヤだと言われています。赤字路線における発想は、便数をふやすなんてとんでもない、経費節減のため便数を削減する。この結果、客離れが起きて、結局赤字がふ

えます。

平成二十八年三月十九日、養老鉄道株式会社の時刻表では、現在のダイヤのサービスは、桑名行きは、五時、九時、十一時、十三時、十五時、十七時、十九時、二十一時、二十二時台で一本のみ、大垣行きは、五時、十一時、十三時、十五時、十七時、十九時、二十一時、二十二時台で一本のみです。少なくとも一時間に二本のダイヤサービスを提供すればサービスの質が高まり、採算を高めるといふ発想の転回を求めたいものです。

法定協に丸投げではなく、養老町としてさまざまなモニタリングを行い、説得力ある参加を望みます。そのためには職員の配置増が求められますが、その点での見解を求めます。

最後に、この間、各市町において市民レベルの会が立ち上がりました。養老鉄道の未来をつくるネットワーク西濃、養老鉄道の未来をつくる会・大垣、(仮称)揖斐川町養老鉄道を守る会、池田町養老鉄道の未来をひらく会、ごうど養老鉄道を守り育てる会、養老鉄道を守る会養老、養老鉄道を守る会海津、養老鉄道の未来をつくる子供の会などです。ぜひ養老町としても、それらの会と連帯していただきたいと考えます。

教育長の答弁には、大変苦しい答弁だと思いますが、教育行政として、この養老鉄道の問題は教育の利便性ということで、教育行政も一緒になって考えていただきたいというふうで、大変苦しい答弁をしていただけというふうに認識しております。

○議長(吉田太郎君) 大橋町長、答弁。

○町長(大橋 孝君) 養老鉄道存続の問題は、私のみならず、議員のみならず、住民全てが望む問題だというふうに考えております。過去に合意したときと今と何が違うかといえ、現在は廃線を

届け出すれば廃線になってしまうという、そういう状況の中で、やはり各市町の首長がいかにして残していくんだということを真剣に議論して、財政力の問題等もあるう、いろんなまた、要するに負担もともに分かち合っているう、そういう、そういう結論に達したということで、この均等割についての合意もなされました。ただ、この合意文書の中には、それ以外の部分についてもまた協議をするという項目も入っております。そういうことも今後は議論をしていくことになるうかというふうに思っておりますけれども、鉄道をいかに運営していくかというのは、養老鉄道が運営会社だからといって任せるのではなくて、やはり行政も、それから各沿線の住民等も参加したような形で、その利便性を図っていく必要があるうかというふうに思います。

提案されました時間二回というのがありますけれども、こういった問題も、経費等と、それから利用との兼ね合いもございましょう。そういった意味では、今後は皆様方のお知恵を受けながら、やはり協議していくことだというふうに考えております。

また、職員増についてでございますけれども、現在は職員の増というようなことは、現在は考えておりません。

〔十三番議員挙手〕

○議長(吉田太郎君) 十三番 水谷久美子君。

○十三番(水谷久美子君) 次いで、B型肝炎ウイルス感染被害について伺います。

幼少時の集団予防接種の注射器使い回しが原因でB型肝炎ウイルスに感染した被害者が、救済を求めています。

二〇一一年(平成二十三年)六月、国の責任を明記した基本合意が全国B型肝炎訴訟原告団と弁護士の間で成立しましたが、救済されない患者が数多く残されています。厚生労働省の推計では、

B型肝炎ウイルスに感染した被害者は全国で約四十五万人と報じていますが、これまで提訴した被害者は三万人、うち和解に至ったのは約二万人です。救済の対象となるのは、一九四八年（昭和二十三年）から一九八八年（昭和六十二年）までの間、満七歳になるまでに予防接種を受けたことがあり、母子感染や輸血など、ほかの感染原因が認められないB型肝炎ウイルスの感染者です。現行は、提訴時期を二〇一七年（平成二十九年）一月十二日までとしましたが、改正案では五年延長し、二〇二二年（平成三十四年）一月十二日までとしました。

そこで二点で伺います。

一、救済の対象となる感染者への現状と申請実態について。  
二、潜在する肝炎患者・感染者の早期発見と適切な治療のため、感染ウイルス検診の促進と陽性者受診、治療に結びつけるフォローアップ施策の考えを伺います。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） B型肝炎ウイルスの問題について御質問がございました。お答えをさせていただきます。

国内のB型肝炎（ウイルス性肝炎）の持続感染者は、百万から百四十万人と推測をされており、このうち昭和二十三年から六十年までの間に受けた集団予防接種の際に、注射器、注射針、注射筒でありますが、連続使用されたことが原因でB型肝炎ウイルスに持続感染した方は、最大で四十万人以上とされているところでございます。

こうした集団予防接種等によりB型肝炎ウイルスに感染した方を救済する措置として、特定B型肝炎ウイルス感染者給付金等の支給に関する特別措置法が平成二十四年一月十三日に施行され、二十一人の方が提訴をいたしまして、一万四千七百十四人の和

解が成立をしております。これは本年の五月十九日現在でございますが、給付金の請求期限、これは二十九年の一月十二日までに提訴ということと五年間延長して平成三十四年一月十二日までとすることや、給付金の支給対象の拡大を柱とする特別措置法の一部改正が平成二十八年五月十三日に可決、成立をし、平成二十八年八月一日に施行予定となっております。

救済の対象となる感染者への当町の現状と申請実態につきましては、給付金の支給は、国を相手とする国家賠償請求訴訟を提起して、国との間で和解等を行うという司法による係争でございますので、当町では把握でき得るものではございません。

二点目のフォローアップ等ということでございますけれども、ウイルス性肝炎は国内最大級の感染症であり、がんによる死因で三番目に多いのは肝がんでございます。原因の約八〇％はB型・C型のウイルス性肝炎で、約一五％はB型肝炎が由来であると言われております。肝がんは予防が可能ながんの一つと言われておりますので、早期に肝炎ウイルスへの感染の有無を調べ、感染がわかった場合は必要な定期検査や適切な治療をすることが重要であると存じます。

当町におけるB型肝炎ウイルスの検診につきましては、当年度末までに四十歳になられる方全員へ個別通知で医療機関での受診を奨励し、四十歳を超える方については、町広報でこれまで検診を受けたことのない方を対象に奨励しております。

検診で陽性の方は、保健センターが把握できるところで、平成二十五年度受診者が三百七名、対象者は一万九千二十五名でございますが、三百七名のうち二名、平成二十六年度は受診者二百八十人、対象者は一万九千二十六人のうちで一名、平成二十七年度は受診者二百二十五人のうち三名でございました。これら陽性の

方につきましては、保健師が直接本人との面談、訪問、来所での面接によりまして受診の必要性を認識してもらい、医療機関での治療に結びつくような手法を心がけております。

フォローアップ施策につきましては、定期的な受診を継続していただくため、県または市町村から医療機関の受診状況や治療内容などを手紙などで確認させていただくことや、肝疾患の相談会などを案内しております。また、県においては、肝炎ウイルスの初回精密検査費用の助成を実施しており、当町におきましては、その結果の説明や制度を説明することにより、県との連携を図っております。

また、厚生労働省の第十四回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会予防接種基本方針部会が本年二月五日に開催され、本年十月からB型肝炎ワクチンを予防接種法に基づく定期の予防接種に導入することで了承され、一歳までに計三回、生後二カ月、三カ月、また七から八カ月の間の接種で、初年度は平成二十八年四月一日以降に出生した者が対象となる見込みでございます。

当町におきましても、十月以降に実施されるB型肝炎ワクチン定期接種に向け、準備してまいりたいと存じます。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 再質問を行います。

提訴して和解に至れば、先ほど答弁にもありましたように、定期的な検査費用が給付され、発症した場合、診断書一枚で給付金が出ると承知しています。

改正案では、これまでに定めのない、死亡、肝硬変、肝がん発症後、提訴までに二十年を超えた患者の給付金額が書き込まれ、

具体的には、死亡、重度の肝がんや肝硬変には九百万円、軽度の肝硬変には六百万円、慢性肝炎には三百万円、無症候性キャリアには五十万円で承知していますが、次の点で伺います。

母子手帳がなく、母親が亡くなっていけば、提訴の可能性の有無。カルテや血液検査の立証手段がない場合の提訴の有無。肝疾患での身体障害者認定基準がこの四月から緩和されたと聞き及んでいます。その内容。

二〇〇九年（平成二十一年）十二月に成立した肝炎対策基本法第十五条には、国及び地方公共団体は、肝炎患者が必要に応じた適切な肝炎医療を受けることができるよう、肝炎患者にかかわる経済的な負担を軽減するために必要な施策を講ずるものとする。と明記され、国には肝炎対策推進協議会、都道府県には肝炎対策協議会が設けられ、県においては啓発活動とともに治療及び検診体制の構築と推進が明記をされています。

いずれにしても、最終提訴期限まで五年しかありません。町単独での新たな検診体制、お考えがあるならお聞かせいただきたいというふうに思います。

それと、先ほどの保健師の対応は全てできているのかどうか、個別に対応をしているということですが、その点についても伺いたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 再質にお答えをさせていただきます。

四点でお伺いをいたしました。一点目の、母子手帳がなく、母親が亡くなっていれば提訴の可能性はあるのかということですが、B型肝炎訴訟の提訴につきましては、平成二十八年四月に厚生労働省健康局がん・疾病対策課B型肝炎訴訟対策室策定のB型肝炎訴訟の手引により、訴訟の準備から給付金等の支給に

至るまでの流れなどが示されており、手引では、母子手帳を提出できない場合は、一、親、本人等が作成したその事情を説明した陳述書、二、医療機関において作成した接種痕が確認できる旨の医師の意見書、三、住民票または戸籍の付票、四、該当時期の予防接種台帳を保存している市町村の居住歴がある場合で、予防接種台帳に記載がない場合はその証明書の提出により補うことができ、提訴の可能性はあると思慮されます。

二番目のカルテや血液検査の立証手段がない場合の提訴の有無という点でございますが、カルテや血液検査の立証手段がない場合につきましては、提訴にはB型肝炎ウイルスに持続感染していることが絶対条件となっておりますので、立証できない場合は提訴は難しいのではないかと推測をいたします。

提訴する要件については、具体的な内容が定まっていない部分も多くあり、なおかつ感染被害者個々のケースごとにさまざまな要素があることから、全国のB型肝炎訴訟弁護団等に相談をし、提訴を委ねることこそが最善の方法であると考えております。

三点目の、四月から緩和されたと聞くけれども、その内容はと  
いうことでございますが、身体障害者障害程度等級表の解説、いわゆる身体障害者基準について、平成十五年一月十日、障発第〇一〇〇〇一号厚生労働省社会・援護局障害福祉部長通達と  
いうのが、ちよつと長いですが、改正され、現行の認定基準、いわゆるチャイルド・ピュー分類から血液検査等の値に依じた点数による国際的な肝臓機能障害の重症度分類というものがござい  
ます。これが三段階、A・B・Cのうち、最重要度のグレードCから分類B、いわゆるCは十人以上、Bは七人以上というこ  
とでございますが、それに認定対象が拡大されたほか、日常生活の制限に係る指標、肝機能で合成されるたんぱく質である血清ア

ルブミン値等が、一項目め三点以上から三項目以上二点以上に見直されたことによりまして、等級表の一・二級要件がいわゆる緩和されたというところでございます。

それから四点でございますが、町単独での施策は講じられていないのかということでございますけれども、啓発活動につきましては、県では、岐阜県の肝炎対策として、肝炎治療医療費の助成、ウイルス性肝炎の重症化予防対策、相談窓口の紹介等とともに、訴訟について関係機関へのリンク先をホームページで紹介しております。町では、現在ホームページの対応がなされておりませんので、速やかに啓発をしまいたいと考えております。

検診体制につきましては、最初の質問でお答えをいたしましたように、四十歳全員とこれまでに検診を受けたことのない人を対象に、岐阜県健康増進事業費補助金交付要綱に定める補助対象事業として実施をしている状況でございます。

また、保健師の対応ができていないのかということでございますが、事務的なことは少しわかりかねますので、担当課長に答弁をさせたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 補足答弁を、高橋健康福祉課長。

○住民福祉部健康福祉課長（高橋正人君） それでは失礼をいたします。

保健センターに確認をいたしまして、保健師の対応状況でございますが、今のところ全部面談のほうは終えておりまして、精密検査、それから治療につながるようなフォローアップをしているという状況でございます。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） ウイルス性肝炎患者・感染者は、現在

二百五十万人と厚労省は推計をしています。死亡者数は、これまで百万人以上が肝硬変や肝がんで亡くなり、現在の年間死亡者数は三万五千人余りで、毎日約百人の患者が命を失っていることになりました。

肝炎ウイルス感染は、国において原因が解明されなかったことによりもたらされ、予防注射と同様に、一般医療においても針と筒の消毒が、取りかえが不十分なことや、長期の売血制度による輸血などでの血液感染がウイルス性肝炎の蔓延を拡大させました。救済の対象となる全ての人たちにウイルス検査実施の啓発、相談窓口の設置、発症していない無症候性キャリアの人への提訴など、五年しか猶予がない中、この問題についても、司法という壁はありますけれども、町としてできることを最大限努力していただきたい、そのことを申し上げ、質問を終わります。

○議長（吉田太郎君） 以上、十三番 水谷久美子君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩をいたします。

再開は十時五十分といたします。

（午前十時三十五分 休憩）

（午前十時四十七分 再開）

○議長（吉田太郎君） 休憩を解き、再開いたします。

次に、十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 議長より発言の許可を得ましたので、通告に基づき、質問をいたします。

まず最初に、自治町民会議の進捗状況と今後の対応についてを質問いたします。

今までは、区長会を初め、公民館運営会議、支部社協など、さ

まざまな団体が地域の中で中心的な役割を担って活動をしてまいりました。しかし、少子・高齢化や人口減少が進み、地域の中で活動の低下などが問題となり、懸念されております。そして、町の財政事情も今後ますます厳しい局面を迎える、そういうことが予想されると、地域自治町民会議の設立の手引、ここにございますが、詳細に書いてございます。

これからの課題として対処していくためには、地域自治町民会議の設立が必要であると言われ、町が率先して進めております。このような自治町民会議の設立を進めておりますというパンフレットが、それぞれのところへ配られております。

私は、自治町民会議がそれぞれの地域の中で自発的に設立され、自主・自立で組織運営がされるのが理想であると、そう考えております。今、現実には、区長会、公民館運営会議、支部社協で地域の活動は、私は十分されていると、そう認識しております。これらを踏まえ、今後の対応についての質問をいたします。

まず一点目でございますが、昨年の四月、上多度地区で自治町民会議が設立されました。現状と活動内容はどのようになっていくか。また、ことし、笠郷地区で計画をされておりますが、どのような独自性を持った設立計画であるかをお尋ねいたします。

二点目につきましては、活動財源の内容についてであります。地域総合活動交付金で町が定める予算の範囲内ということですが、特に事務局運営費はどの程度使え、人件費の額はどのように対応されておるかを質問いたします。

三点目でございますが、全地域が町民会議に参加されるのが理想である、そう考えておりますが、不参加、町民会議を設立できないという地域もあるかと思っております。また、年度差が生じたときの地域間の格差、これらに対してどのように対応を考えてお

られるか。

以上、三点を質問いたします。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 松永議員の自治町民会議についての御質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず、第一点目の上多度地区の現状と笠郷地区の進捗状況ということについてお答えをさせていただきたいと思えます。

本町では、町民の皆さんと協働のまちづくりを進めるため、地域のことは地域で決められる新しい仕組みづくり、地域自治町民会議の設立を進めているところでございます。また、平成二十六年三月には地域自治町民会議と養老町との協働に関する条例を制定し、町内各地域において組織の立ち上げをお願いしているところでございます。

まず、昨年発足いたしました上多度地域自治町民会議でございますが、平成二十八年四月に第一回となる通常総会が開催されました。平成二十七年年度の事業報告と決算報告の承認がなされ、また事業を進める上で骨格となるおおむね十年をめどに地域の将来の姿や、それを実現するため、中・長期の取り組みなどを定めた上多度地域まちづくり計画も示されました。

昨年行われた事業活動といたしましては、小学校と連携しながらごみのポイ捨て防止看板を製作し、地域内に設置したり、初期消火訓練などを実施されたとお聞きしております。

また、あわせて平成二十八年年度の事業計画と収支予算が決定されておき、「多世代が楽しく暮らせる住みよいまち上多度」を合言葉に、「四つの基本方針」、「地域資源を生かした魅力と活力ある地域づくり」や「多世代が交流し、健康で豊かに暮らせる地域づくり」、「子供が育ち、若者が住みたいと思う地域づくり」、「支

え合い、助け合える安心・安全な地域づくり」を掲げ、重点プロジェクトを設定しながら主な活動計画を策定されております。

今後の事業は、総務部会、安心・安全・環境部会、健康・福祉部会、文化・教育・商工部会と、四つの専門部会で協議しながらあわせて役員会に諮り、進めていく運びとなっております。具体的には、地域まちづくり計画に基づき、昨年度の活動に加えて、防災マップづくりや有害鳥獣対策などにも着手される予定でございます。

続いて、笠郷地区でございますが、「愛着の持てるふるさと・笠郷の未来」をテーマに、平成二十八年四月に笠郷地域創生自治町民会議設立総会が行われました。同地区は、平成二十五年七月から勉強会を開始し、有識者を招いての学習会や地区アンケートでの意見聴取を経て、発足に至ったわけでございます。同自治町民会議の規約、役員の選任、平成二十八年年度の事業計画と収支予算が承認され、正式に二例目としてスタートし、町としても認証を行ったところでございます。

今後は、笠郷地域創生町民会議におきましても、十年間の実践目標となる地域まちづくり計画の早期策定をするため、今までに取りまとめた地域の課題等を踏まえ、各部会が中心となり、積極的に検討・議論が進められてまいります。

三点目の財源の御質問でございますが、ちよつと通告書が一つ抜けておるようでございましたけれども、活動財源の内訳でございますけれども、地域自治町民会議の活動財源としましては、養老町地域自治町民会議の財政支援に関する規則に基づきまして、報酬や事務職員経費、賃金、報償費、旅費、需用費、役務費、委託料、使用料及び賃借料、原材料費、それから備品購入費、負担金の対象経費に対しては、地域総合活動交付金を各地域の町民会



議に交付をいたしております。この交付金は、設立交付分、地域まちづくり計画策定事業費、地域協働事業費、地域選択事業費、事務局運営費により構成されており、設立初年度に限り二十万円が交付される設立交付分や、町民会議の人員費や事務的経費などに充てる事務局運営費を除き、前年度の九月末の地域内の人口や均等割により算出した額を配分することと規定をいたしております。

平成二十七年度の交付金実績でございますが、上多度地域自治町民会議に百六十四万一千四百二十五円を交付し、地区からの協力金十万円などを財源として事業活動が行われたところでございます。平成二十八年度につきましては、予算ベースでございますが、上多度地域自治町民会議は予算総額百三十一万一千円で、そのうち町からの交付金が百二十二万三千円、繰越金が八万七千五百三十五円、雑入が四百六十五円となっております。交付金が収入財源の約九三％となっております。

また、笠郷地域創生自治町民会議では、平成二十八年度の予算ベースで、予算総額八十四万四千円で、町からの交付金が七十三万四千円、地区からの地域振興費十一万円となっております。交付金が収入財源の約八七％となっております。おおむねこの交付金を財源に活動する予定となっております。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） もう一つ、大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 大変失礼いたしました。

三点目の組織等の関係でございます……。

○十番（松永民夫君） いや、設立しなかったところに対しての。書いてないですか。ここに入れていたんやけど。ここに書いてある。

○町長（大橋 孝君） 失礼しました。済みません。

町民会議への不参加地区への対応等の問題でございますけれども、地域自治町民会議の設立につきましては、今のところ設立の期限を設けておりません。自治町民会議の必要性がないのではと、いつか話し合いに応じていただけない地域もございます。しかし、できるだけ早い段階で、まだ設立されていない地域においても、町の担当課も支援してまいりますので、設立に向けた話し合いに着手していただきたいと思っております。

また、地区行事に対する予算につきましても、今すぐに削減するということは考えておりません。こうした予算についても、各事業の見直しや重複しそうな部分の精査など、関係する部署で検討し、いずれは町から地域の各種団体へ交付している補助金を可能なものはできる限りまとめて交付金化し、地域の創意と工夫、判断と責任によってある程度自由に使っていただける形にしたいと存じます。

なお、既に町民会議が設立されている地域には、現在、地域の各種団体へ交付されている補助金のほか、地域総合活動交付金が交付されております。こうした財源を活用し、それぞれの課題解決に向けて特色ある地域づくりが進められております。

既に設立された地域とこれから設立される地域における総合的な地域力は、今は小さいものかもしれませんが、近い将来、大きくなっていくものと思われれます。こういった意味でも、まだ設立されていない地域におきましては、町民会議の設立に向けて前向きに検討していただきたいと考えております。以上でございます。

〔十番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 先ほど回答いただいた中で、上多度地区、私が上多度地区の、これ、総会資料を持っておりますが、平成二

十七年度の収支予算案の中で、町の交付金が百九十三万一千円、この中には設立交付分、まちづくり計画策定事業費、町民会議の運営費、事務局人件費等が書かれております。この中で、平成二十八年度は百二十二万円というような交付額ということで、大きく減っております。また、笠郷地区においては八十四万円で、町の交付金が七十三万円というような回答をされましたが、この金額の差異、これはどういうふうで算出されているか、まず一点お尋ねをいたします。

そして、上多度地区の事業計画、この中に掲載してございますが、ごみゼロ運動、初期消火体制整備、有害鳥獣よけネット、まちづくり計画策定、町民会議広報活動という事業計画の中で二百三万二千円の事業計画がされております。そんな中で、設立の交付額は二十万円ということで答弁いただきましたが、県から四十二万円の補助金が出ておると認識しておりますが、この県の四十二万円の補助金というのは、それぞれ設立された地域へいただけているのか、養老町一括でこれは四十二万円が一本で来たのか、その点を確認したいと思えます。

また、この上多度地区の行事の中、またこれから笠郷地区の行事の中においてもですが、この中には地区の行事、私ども池辺においては、運動会、敬老会、盆踊り大会、公民館まつり等が計画され、それぞれの団体で主催をしてやっておられますが、この上多度地区においては、これらの行事は財源、主催者をどのようにやっておられるか。そして、それぞれ別々でやっておるんであれば、自治町民会議の意味が薄れるんじゃないか。これはもう一体化して、それぞれの組織は解消して、自治町民会議一括で事業をし、それに対しての町からの一括交付金でいろんな事業をやっていくのが私は自治町民会議の本意ではないかと思えますが、その

点の御回答をお願いいたします。

○議長（吉田太郎君） 川地企画政策課長、補足答弁。

○総務部企画政策課長（川地憲元君） 失礼いたします。

今の松永議員さんの御質問にお答えさせていただきます。

まず、総合的な県の補助金の分でございます。

先ほどおっしゃられました四十二万円、これにつきましては、町の一般会計の中、要は協働のまちづくり推進事業の中の自治町民会議設立事業、そういった全般の中への補助金を四十二万円、岐阜県清流の国ぎふ推進補助金としていただいております。ですから、単独に上多度地域だけという考え方じゃなしに、町民会議を設立する上での、事業を進める上での補助金ということでお願いしたいというふうに思います。

もう一点ですが、まず交付金の内訳でございます。

今年度も上多度地域へそれぞれ交付金を計上させていただきます。例えば、設立分につきましてはございません。総合的な交付金の内訳の中で、地域協働事業費、また地域選択事業費、事務局運営費、そういった分をそれぞれ仕分けいたしました。上多度地域と笠郷地域にそれぞれ交付金として交付をさせていただきます。

もう一点目の各種団体のそれぞれ行う事業、例えばごみゼロ運動、初期消火活動、有害鳥獣といったようなもので、既存の団体と重複するような補助的な事業、そういったものへの補助金ではないのかという御質問の点でございます。

該当補助金につきまして、今までの事業の補助金につきまして、地域の独自、独立的発展を目指す、みずから行う事業のうち、それぞれ交付したいというような考え方から、例えば上多度地域におきましては、昨年度の活動では町から交付金が出ております。

それ以外に、地域の協力金や補助金も有効活用をする上で、例えば運動会は町民会議が主体となって行うんですが、その中で実行委員会というのを組織しまして、町民会議が主催となって実行委員会をつくってまず運動会をやるような運営の仕方、初期防火訓練につきましては、町民会議の中の安心・安全・環境部会の中で器具操作方法の活動が行われているというふうに聞いております。ですから、それぞれの事業の目的に合った、例えば備品等の購入は既存の補助金の中で事業を使う、ただ訓練の部分は町民会議が主体となって行う、そういったことで事業を行うということでございますのでよろしくお願いしたいと思います。

〔十番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 三番目の質問に入りますが、事務局費の中で人件費、相当な事務局が負担をするのではないかと私は考えております。上多度の場合、公民館長さんが事務局長というようにことでされておると聞いておりますが、この方に対する事務局の報酬、これはどのぐらいの金額をされておるのか、これをお尋ねいたしたいと思います。そしてこれは総括の質問をさせていただきますが、各地区にはそれぞれの組織があつて、この自治町民会議が設立された場合には、区長会も発展的に解消をするというような説明を三年ほど前に私は受けております。

そのような中で、この自治町民会議が行財政改革の一環として、財政面においても本当に効果があるのか、いわゆる経費の削減になつておるのか、むしろ反対に交付金がふえて、いろんな末端のやつておる事業は今までどおりやつておるといふようなことで、増額しておるのではないかというふうな私は懸念をするわけですが、私は、池辺地区においては、区長会、公民館運営会議、支部

社協などの組織がございますが、これらが一体となって合議体をつくつて活動をすれば、即これは自治町民会議になるのではないかと私は考えるわけですが、これからいろんな地域で話し合いを進める中で、それぞれの組織を解体し、自治町民会議を設立するというようなことやと、なかなか既存の組織が難しい対応をすると思ひますが、このそれぞれの団体を合体させて合議制にして、それが総会を開いて進めていけば、即これは自治町民会議になるのではないかと、これは私自身が考えておりますが、その考え方も含めてお尋ねいたします。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 一点目についてでございますけれども、現在、上多度地域自治町民会議では専属事務員を置いて、時間給八百二十円ということ、町の臨時職員と同水準で人件費が支払われているというふうに承知をいたしております。

それから、二重な補助というふうな意味ではないかというふうに思ひますけれども、この地域自治町民会議への交付金というのは、身近な課題を自主的に解決して、地域の個性を生かしながら自立的にまちづくりを行うということを実施する事業に対して交付するものでございます。あと、今までの団体への補助につきましては、事業別や提案型であつたり、その目的を達成するために交付するものでございます。趣旨や目的が違つていても、事業内容の重複や類似性について十分精査をしながら交付しているものであることから、二重交付的なものにはならないというふうに考えております。

それから、各団体等を合体、合議制というふうな御提案でございますけれども、一度に全ての地域がやる分についてはそういった形で進めるということもあり得るのかもしれませんが、あくま

で地域の自主性を重んじてということでございます。各団体いろいろございます。任意団体のみならず、体育振興会等は、それぞれの施策に基づいてなっている団体等もございますので、一度に合体をさせて設立するということは大変難しい面もあろうかというふうに考えております。以上でございます。

〔十番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 二点目の質問に入ります。

障害者差別解消法への対応についてを質問いたします。

我が国の障害者施策は、昭和四十五年に成立した心身障害者対策基本法、これは平成五年に障害者基本法となり、昭和五十六年の国際障害者年を契機として推進が図られてきました。その後、平成十六年十二月十日には発達障害者支援法、また平成十七年十一月七日には障害者自立支援法が施行されました。障害者に関する法律は多くあり、整備されてきましたが、これらの法律は障害者に課せられたものではなく、みんなで守り、生活しやすい社会をつくるものであります。

今から三十九年前にバスの乗車拒否に抗議した脳性麻痺の当事者が座り込みをした結果、現在の交通バリアフリー法につながりました。

ことし四月に障害者差別解消法が施行されました。この法律は、差別を解消するための措置として、差別的取り扱いの禁止として、国・地方公共団体及び民間業者に対し、法的措置が義務化されました。また、合理的配慮の不提供の禁止として、国・地方公共団体には法的義務が、民間業者には努力義務が課せられました。

ここで次の質問をいたします。

一点目、町内の公共施設の障害者への対応は。スロープの設置

等は全てされておるか。障害者用トイレの整備はどのようにされているか。

次に、視覚障害者等への対応、これはどのように考えておられるか。

二点目、障害者の就学・就職の指導の現状はどのようにされておるか。特に、特殊学級への進路、特別支援学校への進路、また特殊学校への入学等の指導の現況はどのようになっておるか。また、対象の児童数の現況はどのようになっているか。

三点目、障害者差別解消支援地域協議会の設置が望ましいというふうはこの法律には書いてございますが、当町の考え方はどのようにされておりますか、お尋ねをいたします。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 御質問は三点ございますが、私のほうからは一点目と三点目、二点目は教育長のほうで答弁をさせていただきます。

スロープの設置、障害者用のトイレの整備、視覚障害者への対策などの御質問でございますが、町内の公共施設を調査いたしましたところ、対象施設のうち、玄関スロープの設置が二十七カ所、障害者用トイレの設置が二十カ所、点字ブロックの設置十カ所、車椅子エレベーターの設置四カ所、自動ドアの設置二十カ所、階段手すりの設置が十六カ所でございます。

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律の第五条、社会的障壁の除去の実施についての必要かつ合理的な配慮に関する環境の整備につきましては、バリアフリー法に基づく公共交通施設や建築物等のハード面のバリアフリー化など、不特定の障害者を対象に行われる事前的改善措置について規定したものでございます。こうした措置は、社会的障壁の除去の実施についての必要

かつ合理的な配慮の実施に向けた環境の整備として位置づけられているものであり、差別の解消に向けた取り組みとして計画的に推進されることが望ましいことから、行政機関や民間事業者等において、その実施に努めるというものでございます。

当町におきましては、対応できていない施設に関しましては、順次改善するよう努めてまいりたいと考えております。

それから三点目でございますが、差別解消支援地域協議会設置ということでございますが、地域生活を営む障害のある人の活動は広域多岐にわたっており、障害のある人が求める内容と町の対応が一致しない事例も想定されます。そうした紛争の際に、相談、調整やあつせん、助言をする外部機関が重要となると思われま。障害者差別解消法では、地域の関係機関が、相談事例等に係る情報の共有・協議を通じて地域の実情に応じた障害者差別のための取り組みを効率的かつ円滑に行うネットワークとして、障害者差別解消支援地域協議会を組織することができるとしております。当町におきましては、平成二十年九月に相談支援事業を初めとする地域の障害福祉に関するシステムづくりに関し、中核的な役割を果たす協議を行うために養老町障害者自立支援協議会が設置をされております。

国が示す障害者差別解消支援地域協議会体制整備事業の実施に係る設置運営指針による構成員と当町の自立支援協議会の構成員と重複することや、県内の他市町では既存の障害者支援協議会等がこの支援地域協議会の機能を付加しているところもあることから、当町におきましては、養老町障害者自立支援協議会にこの支援地域協議会の機能を付加して地域の取り組みを進めてまいりたいと考えておるところでございます。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 並河教育長、答弁。

○教育長（並河清次君） 失礼いたします。

松永議員の第二の質問についてお答えさせていただきます。

まず、障害者・障害児の就学・就職の指導についてお話しさせていただきます。

障害児の就学先につきましては、養老町適正就学指導委員会にて、障害の状況や専門家の意見等を踏まえ、教育的ニーズと必要な支援について総合的な判断を行った上で、保護者の意見を最大限尊重し、同意を得て、教育委員会が決定しております。

保護者の就学にかかわる疑問や不安に應えるため、夏休み期間中に教育相談を行っております。また、学校や幼稚園に対しましては、専門家を含むチームを組んで巡回訪問を行っております。子供たちの様子を現場で見ながら、教諭へ指導や助言を行っております。

次に、就職の指導状況につきましては、特別支援学校高等部においては、平成二十七年四月より、特別支援学校等の卒業生が障害者自立支援事業における就労継続支援事業B型を利用する場合は、就労アセスメントが必須となりました。そのため、当町いたしましたは、主たる通学先であります大垣市、海津市内の特別支援学校宛てに進路照会を行い、対象生徒の把握に努め、就労相談等の対応を行っております。

しかし、障害福祉サービスに結びつかない生徒の情報など、改善すべき課題もございますので、そういった点を改善しながら包括的な支援に努めてまいりたいと考えております。

二つ目に、特別支援学級、特別支援学校への指導及び対応についてお話しさせていただきます。

町内小・中学校の特別支援学級の関係職員で構成される養老町特別支援教育部会だけでなく、園内、学校においても、特別支援

教育コーディネーターを中心として、支援を必要とする園児・児童・生徒の生活自立・社会参加を目指し、発達障害の理解や支援のあり方について、知識向上やスキルアップのための研修・実践を随時行っております。また、特別支援学校や福祉・医療機関とも連携し、情報の共有を図り、就学先決定後も柔軟に就学先の見直しを行っております。

最後に、児童・生徒数の現状について答えさせていただきます。六月十三日現在、養老町から特別支援学校小学部へ六名、中学部へ七名、計十三名が就学しております。その内訳は、大垣特別支援学校が十一名、岐阜龔学校が一名、愛知県へ一名となっております。

町内の小・中学校の特別支援学級は、今年度、新たに二学級が新設されました。小学校の知的学級、六学級に二十一名、自閉・情緒学級、一学級に一名、中学校の知的学級、二学級に六名、自閉・情緒学級、一学級に一名の合計二十九名が在籍しております。また、通級指導教室として、養老小学校に言語教室が、笠郷小学校にLD（学習障害）、それからADHD（注意欠陥・多動性障害）の教室があり、通常学級に籍を置きながら週に一回程度通級指導を受けております。養老小学校二十一名のうち八名、笠郷小学校二十八名のうち二十三名は、他校からの通級であります。いずれの学びの場においても、児童・生徒の個別状況とニーズに応じた教育を実現するため、さらなる特別支援教育の充実を図ってまいりたいと考えております。以上です。

〔十番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 施設整備については順次進めていくということ、ぜひお願いをいたします。

今、教育長からもいろいろと答弁をいただきましたが、最近ではASD、いわゆる自閉症スペクトラム・アスペルガー症候群と一体となって医学的には言われております。これらは、今から四十年ぐらい前には二千五百人に一人と言われておりましたが、今二〇一五年では三十倍以上、六十八人に一人がこういう障害を持つておると言われております。特に、アスペルガー・高機能自閉症の人たちは、なかなか小さいときはわかりません。人と交わることがちよつと苦手、勉強はすこぶるできる、そういうような子でございますので、なかなか見分けはつきませんが、社会に出るとなかなか一般の人と一緒に就労することが困難と言われております。

そこで、私は、障害者というのは、障害者手帳保持者だけではありません。特に、高齢になると多くの方が障害を持ちます。生活が不便になります。これらの人たちが地域の中で普通に住めることこそがこの法律の目的である、そのように考えております。今、私も知的障害者の親の会でも、グループホーム二棟目の建設も進めております。障害を持った人たちも健常者も、ともに地域の中で生活できる養老町にしていくことが特に大切であると考えるております。このことを、再度町長のお考えをお聞きし、私の質問を終わります。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 健常者も障害者ともに助け合い、協力しながら生きていく社会をつくるというのは、やはり高度社会の責務であります。ですから、今後も障害者と共生できる社会にしていくよう、さまざまな施策に取り組んでいきたいと考えておりますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 以上、十番 松永民夫君の一般質問を終わ

ります。

○議長（吉田太郎君） 次に、九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） それでは、議長の発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして二点質問をいたしたいと思います。

第一点としては、太陽光発電の課題認識はであります。

再生可能エネルギーの固定買い取り制度を受けて急増した太陽光発電をめぐり、発電用の太陽光パネルが景観を壊す、災害につながる等として設置の規制を求める声が地方の各地で高まっています。太陽光パネルは、現状では、設置に対し、地元の同意を得る必要がない、このため反対運動が各地で勃発し、トラブルに発展しています。専門家は、地域に貢献する視点で、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度の見直しが必要であると指摘しています。

太陽光や小水力など、再生可能エネルギーによる発電は、二〇一二年七月からスタートした固定買い取り制度で飛躍的に普及しました。二〇一五年十月末現在、同制度で認定された再生可能エネルギーの発電容量は八千五百五十八万キロワット、制度のスタート時、約五十七万キロワットから百五十倍以上にふえました。そのうち、非住宅用の太陽光発電は七千五百四十九万キロワットで、九割を占めています。

大規模な太陽光発電が激増する中で、経産省は、台風などで太陽光パネルが吹き飛ばされる、架台が倒壊するといった事故が各地で発生しており、家屋が損害を受けるような甚大な被害が出たケースもあると確認しています。昨年は、六月に突風に遭った群馬県、八月には台風十五号が通過した九州地方、九月には集中豪雨に見舞われた東北や関東で、パネルをめぐる事故が相次いで発

生しました。

茨城県常総市若宮戸地区では、自然堤防を掘削する形で太陽光パネルが設置されることを知った地元農家らが、国交省や県、市などに不安を訴えていましたが、事業者は二年前に建設を決定しました。そして、昨年九月に鬼怒川が決壊する集中豪雨で、同地区は深刻な水害が発生し、地域住民の不安は的中し、浸水被害は太陽光パネルが原因で人災だと主張し、生活と農業を返せと抗議しているところでございます。

このほか、建設をめぐり、住民と地域以外の事業者とのトラブルは各地で頻発しているようであります。長野県や高知県、静岡県、山梨県など、各地で住民が災害時の事故や景観を損ねることへの懸念を訴え、太陽光パネルの建設に反対する運動を展開しています。

トラブルを踏まえ、固定価格買い取り制度の見直しを検討する経産省の有識者会議では、太陽光発電では地元自治体が事前に建設に関する情報を知ることができる仕組みが必要だといった指摘が続出、自治体からも、事前にどこに発電所が建つか把握できないと困惑する意見が出ていたそうであります。

住民の不安はもつともで、今後も何らかの仕組みをつくって防がなければ住民と事業者との摩擦や事故がふえる可能性があるとして、経産省はそういったことで、二〇一七年四月から固定価格買い取り制度に関する仕組みの一部の見直しを実施し、事前に自治体に情報を伝えるなど、対応する方針であります。例えば、トラブルの抑止力にはならないとされています。例えば、デンマークでは、発電施設の立地地域の出資が一定以上なければ固定価格買い取り制度の対象にしないといった地域貢献の仕組みがあります。こうした事例を参考に、再生可能エネルギー自体は推進していくべきものと

いう視点を持ちながら、固定価格買い取り制度の運用、仕組みをさらに改善する必要があるとコメントいたしております。

また、ある識者は、再生可能エネルギーの固定価格買い取り制度は、地方農山村部にとって問題を起す毒にも活性化を促す薬にもなると、このように言っておりますし、また調査で各地を回ると、再生可能エネルギーの発電所が景観を損ねるなど、地域にとって迷惑施設になっている側面があると。資金力がある地域外の参入した企業だけに利益が集中している現状が改善されない限り、固定価格買い取り制度は立地地域からも国民からも理解されない。トラブルの事例を調査すると、地域との共生やエネルギー自給という観点を無視した、投資だけを目的にした発電計画が見えてくると言っています。

このため、国交省は、二〇一七年四月から新しく認定する発電事業者に対し、パネルの管理やパネルを撤去する際に適切に処分する方法などを盛り込んだ事業計画を提出させる方針としています。申請段階で、どういう事業者がどこで発電するかなどの認定情報を地元自治体に提供し、チェック機能の強化を目指しています。ただ、地元の合意形成を必要とするルールは盛り込んでいません。

そういったことで、国交省は、再生可能エネルギーの発電所建設に反対運動が起きていることは承知しているが、制度の変更ではなく、地元で対応することが基本だと現時点では考えていると、このようにしておりますが、そこで質問に入りたいと思います。まず、町長に総論的に一点目を質問いたしまして、二点目から各論に入っていきたいと思っております。

一点目として、町長に、現在、太陽光発電施設設置が養老町としては野放し状態であり、今、即刻、具体的に行動し、景観、防

災、消防も含みます、環境、リサイクル等、関連条例を総動員した対応が必要かと思えます。我が町は西に養老山地が控え、養老の滝を初め、山紫水明、風光明媚な景勝地の養老公園があり、東に濃尾平野の田園地帯が広まり、この対比をなす景観こそ養老町の観光資源であると思えます。このまま看過していると、ソーラーで虫食い状態になり、美しい自然環境が台なしになるおそれが高く、大変危惧していますし、またこの風景を多くの観光客が目の当たりにしたとき、落胆されるのは目に見えていますし、期待を裏切らないためにも町長の所見を伺います。

二点目といたしまして、各論的な質問として、町として町内の太陽光発電施設設置状況を把握しているのか。把握していれば件数はどれほどか。また、設置に当たり、事業者から何らかの通報・告知があつたのか。

三点目、発電施設設置の安全対策について、関係地域から安全対策や不安の相談等の事例やアドバース状況はどうか。例えば、発電施設を設置することにより、山麓部の傾斜地においては排水がストレートになり、大容量の排水溝が必要となりますし、また遊水地を設ける等の条件をつけ、町民の皆様の不安・不満を和らげる策や、施設を侵入防止策としてフェンス等で囲い、子供たちが侵入できないように安全対策を講ずるよう指導する等であります。

四点目といたしまして、現在、法的に何ら規制はありませんが、メガソーラー的、電気出力千キロワット以上ですが、こういった施設や、面積千平方メートル以上の大規模な太陽光発電施設について、場所によっては非常に景観を損ねるおそれがあると思えますが、町として、野放しでなく、一定の規制を設定し、指導が必要と思えますが、例えば景観条例等を制定し、景観審議会を



設置し、検討していく必要があると思っております。

それから五項目といたしましては、太陽光パネルの産業廃棄物処理の問題点として問います。

太陽光パネルは、償却資産として、その法定耐用年数は、住宅用は十七年、事業用は九年となっておりますが、固定価格買取制度が開始したのは二〇一二年、全量買い取りの固定期間は二十年間ですので、この処理問題が顕著化するの二〇三二年以降となります。事業用では、全量買い取り固定期間が終了し、事業としてのうまみが消えてしまえば、パネルを撤去してあいた土地の有効活用を検討すると思えますが、懸念されるのが不法投棄や管理放棄であります。不法投棄はもちろん困りますが、そのまま放置され、誰も管理しないのも問題であります。太陽が出ている限り、パネルは発電し続けますので、配線等から出火する危険性もゼロではありません。

そこで、確実にパネル等を回収・処理するために何らかの方法を考える必要があると思えますが、対応策は考えてみえるのか伺いたいと思えます。

ちよつと時間の関係で、再質のほうも最初の質問のほうに繰り上げてやりたいと思えます。

六項目として、平成十六年の四月一日施行の養老町美しいまちづくり条例第十二条に美しいまちづくり推進員というのがございますが、町長は美しいまちづくり推進員を置き、空き缶等のごみの散乱、自動車、家具、家電製品等の放置、ふん害及び雑草の繁茂の防止に関する啓発、その他の事項について協力を求めることができるとうたってあり、景観状況はありませんが、こういった問題に活用が、無理があるのかどうか、考えを伺います。

それから七項目として、太陽光発電施設のメーカーの施工基準

の把握は、例えば全国統一の建築基準法等でありませんが、業者によつては施工強度にかなりの差があり、台風等、自然災害に耐えられるのか、近隣住民にしてみれば非常に心配、不安な状況にあると思えます。また、隣地承諾の必要の有無はどうなのか。

さらに、メガソーラーは半年、六カ月ごとに法定点検の義務があると、去る六月四日、中日新聞に報じられていましたが、法定義務は承知しているのか、またこの確認は誰がいつするのか、お尋ねをいたしたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 七点の御質問をいただきました。私のほうからは一点目と、そして五項目の施策についての部分についてお答えをさせていただき、あとは関係課長に答弁をさせたいと思えますのでよろしくお願いをいたします。

第一点目の私の所見でございますけれども、再生エネルギーにつきましても、国は地球温暖化による生物多様性や農林業、災害健康などへの影響が懸念されていることや、東日本大震災及び原子力発電所の事故により、原子力発電の依存度を可能な限り低減させ、最大限導入するとの方針を示しております。

とりわけ太陽光発電施設につきましては、固定価格買い取り制度や地方自治体の補助制度等により、急速に増加、普及が進んでまいりました。そうした中で、施設の設置自体に対する法的な規制がないこともあり、景観や生活環境への影響が懸念されることから、設置される地域での住民の不安が高まり、地域でのトラブルに発展するケースもあるなど、新たな社会問題を引き起こしていることは承知をいたしております。

しかしながら、さらなる再生可能エネルギーの活用は必要であることから、地域住民の理解のもと、景観や生活環境に配慮した

秩序ある推進を図ってまいりたく、市町村が早期に施設の設置場所等を把握でき、必要な事項を指導できるよう、また市町村がおのの届け出制に関する条例等を制定する必要があるように、近隣市町と歩調を合わせて国・県に法整備等を要望してまいりたいと考えております。

続きまして、五項目の対応策というようなことでございますけれども、固定価格買い取り制度、御指摘のように二〇一二年から二十年間というふうになっております。このために、二〇三〇年度には太陽光発電設備が発電を終わり、廃棄物となってくるというの御指摘のとおりだというふうに思います。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、いわゆる廃掃法においては、太陽電池モジュールの廃棄の規定はございません。他の廃棄物と同様、同法を遵守して処理することとなっております。このため、国においては、平成二十八年三月に環境省が太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドラインを策定したところでございます。

御質問の内容につきましては、今後、国を挙げて取り組むべき問題と認識をしております、町としても国の施策を見きわめた上で取り組んでまいりたいと考えております。

他につきましては、各担当より御説明をさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

○議長（吉田太郎君） 大倉企業誘致・商工観光課長、答弁。

○産業建設部企業誘致・商工観光課長（大倉 修君） 失礼します。

議員の二つ目の質問につきまして、私のほうから御回答させていただきます。

町内の太陽光発電施設の設置状況の把握につきましては、先ほど議員の御発言にもございましたけれども、現時点では地方自治

体が設置に関する情報の全てを事前に把握できる仕組みにはなっておりません。電気事業法では、出力五十キロワット以上の施設の場合は保安規程及び電気主任技術者等を国へ届け出る義務がございますが、それ以下の場合は、届け出等の手続は不要となっております。しかしながら、設置する施設の規模や場所等によっては、さまざまな法に基づき、申請がされているところでございます。

現状では個別法で把握する方法しかございませんが、農地法では、農地に設置するには農地以外に転用許可が必要であるほか、自然公園法では、施設の設置する場所が国定公園の特別地域内である場合には県知事の許可を受けなければなりません。また、町の火災予防条例では、二十キロワット以上の変電設備を有する場合には消防署への届け出を義務づけております。

なお、消防署による目視点検では、ことし一月末の時点の町内における事業用施設は五十九件と把握されていると伺っておりますので、よろしく願います。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 前田建設課長、答弁。

○産業建設部建設課長（前田勝治君） 私のほうからは、三番の安全対策についてと四番の一定の規制という話と七番目の建築基準法の把握という三点について、私のほうから回答をさせていただきます。

まず、三番の発電施設設置の安全対策について、関係地域から安全対策や不安の相談等の事例やアドバイス状況はということでございます。

太陽光発電施設を含む大規模な開発に関し、養老町では、一般的に五千平方を超える大規模な土地利用であり、区画形質の変更を伴う行為については、事業者に対し、養老町宅地等開発行為に

関する指導要綱に基づき、事業計画書を添付した土地開発事業前協議申出書の提出を求めています。一万平方メートルを超える規模の土地の区画形質の変更がある場合は、県において、岐阜県土地開発事業の調整に関する規則に基づき、土地開発事業前協議申出書の提出を求めています。

これらの申出書が提出された場合、町や県において土地対策連絡会議を開催し、事業計画内容について関係各所と協議を行い、排水基準等を含め審査し、事業計画の可否について、事業者に対し通知を行っております。また、不相当と判断されたものについては、指導または要請を行っております。

御質問にありました太陽光発電施設設置に関する設置場所や安全性についての相談が町へ幾つか寄せられておりますが、さき所述べました宅地等開発指導要綱に基づき、その都度事業者に対し確認等を行っております。

また、太陽光発電施設の安全対策等については、経済産業省中部近畿産業保安監督部へ電気事業法に係る届け出が必要になってまいりますので、同法による施設設置に係る技術上の規定により設置することと認識しております。

続きまして、一定の規制が必要じゃないかと、景観の話についてでございます。

御質問の景観条例の制定に関しましては、養老町は景観団体ではなく、景観計画の作成はしておりません。このため、大規模発電施設に対する規制指導につきましては、先ほど答弁いたしましたように、市町村が各規制等に関する条例等を制定する必要がないよう、近隣市町村と歩調を合わせて国・県に法整備等を要請してまいりたいと考えております。

建築基準法の把握についてでございます。

太陽光発電施設の建築基準法の考え方としては、平成二十三年三月二十五日、国土交通省住宅局建築指導課長通知、太陽光発電設備等にかかわる建築基準法の取り扱いについてにより、建築基準法第二条第一項に規定する建築物に該当しないものとする通知されております。このことにより、建築物の建築等に関する申請及び確認の義務がないことから、把握することは行っておりません。

また、大規模な太陽光発電施設においては、さきの質問において回答いたしました土地開発事業前協議申出書の提出を求めていますので、その協議の中において、地元区長並びに近隣者等の同意の有無について確認を行っております。

次に、法定点検の義務につきましては、さきの回答で述べましたが、大規模な太陽光発電施設を設置する場合は、その工事、維持及び運用に関する保安を確保するため、保安規程を定めることや保安の監督をさせるために電気主任技術者を選任して国に届ける義務があり、一般的には電気保安協会等を通じて経済産業省中部近畿産業保安監督部へ届け出ることになると認識しております。

また、点検の頻度につきましては、電気事業法施行規則等で規定されているところであり、議員の御発言にあるように、パネル及びパワーコンディショナー——直流の電気を交流に変換し、家庭用の電気器具などで使用できるようにするための機械でございますが——については六カ月とされているところですが、平成二十七年より、設備内容によっては三カ月から六カ月の周期に改正されたと認識しております。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 田中生活環境課長、答弁。

○住民福祉部生活環境課長（田中一也君） ただいまの六点目の田中議員の御質問にお答えをさせていただきます。

使用済み太陽光発電設備自体がそもそも産業廃棄物であり、産業廃棄物の処理及び清掃に関する法律にのっとり適正に処理する義務を負うことが原則でございます。したがって、本町の指導が及ぶ範囲ではないと考えております。

しかしながら、発電システムの役割を終えた後に廃棄処理がなされないまま、いわゆる放置の状態になった場合、その土地について、雑草の繁茂、不法投棄等によって、衛生害虫、または火災の発生、その他近隣の生活環境を著しく損なう原因に発展するおそれがあると判断した場合は、おっしゃったように、養老町美しいまちづくり条例に基づき、町は事業者あるいは土地の所有者に對して、指導及び助言、または勧告、命令及び公表をできるとされております。

廃棄処理されないで放置された使用済み太陽光発電設備の撤去については、指導はできませんが、関係機関と連携を取りつつ、底地について環境美化に努めるよう指導を行ってまいります。以上でございます。

〔九番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 既に承知かと思えますが、上多度地区では相当大きなこういった施設が現在ありますし、一カ所でまた計画をされております。この最新版の一色区で総発電電力千九百九十キロワット、面積として三万四千二百七十五平米というようなことで、南濃清掃センターの現在あるあの施設よりかなり大きいです。そういったことで、地元地区も相当困ったというか、役場のほうへ相談をされて、ある程度相談に乗っていただいたのでほっとしておるなあというような状況の中で、先ほどから何回も申し上げますように、この年限がたった、二十年過ぎると産業廃棄物にな

るので、その辺の処理まではちよつと考えていなかったといううなことで、一応協定書を、これは一色区が結ばれたということとで写しをもらいましたが、そこで事業者からの協賛金も地区のほうへ何がしらうといううなことで、非常にそういう良好な方向で進んでいくのであればいいかなあといううなことで、ただ、今、状況的には何ら法の規制がありませんので、大変困つて、ただ見ておるだけではないので、また役場のほうでもきちつと監視をさせていただいて、住民の迷惑にならないようによろしくお願いしたいと思えます。

それから再質問で、この太陽光発電設備の普及が急速に進んでいる状況ですが、家庭用、事業用問わず、不幸にして万が一火災になった場合、一般的には水による消火を考えがちですが、水による消火は感電等の危険性が高いと、私は適当でないとお聞きましておりますが、専門的な立場から、消防署の立場としてお聞きたいと思いますし、消防団を初め、また一般町民の方々に對しても適切な消火活動の周知、まだまだ十分でないと思っておりますので、その辺の見解を求めたいと思えますし、それから前後しますが、この発電施設のパネルの処理コストですね、家庭的なものもかなり多いんですが、具体的に家庭用について、どのような金額数値を想定されておるか、わかればお示しいただきたいと思えます。ある情報によれば、当初の設置費用に相当する費用がかかるかと聞いておりますが、その辺、わかればよろしくお願ひしたい。二点でお尋ねいたしたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 近藤消防総務課長、答弁。

○消防総務課長（近藤清隆君） 田中議員の質問にお答えさせていただきます。

太陽光発電につきましても、太陽電池により光エネルギーを電

気エネルギーに変換しているため、外部からの発電を遮断できないことから、火災の初期から残火処理に至るまで、感電事故の可能性がございました。

消防署につきましては、太陽光発電設備設置に係る防火安全対策の指導基準に基づき、消火活動上の留意点について、平成二十八年一月に消火活動勉強会を実施し、職員に火災時の対応について徹底を図っております。

また、消防団員につきましては、同様の消火活動について、早期に手引等を作成し、周知を図るとともに、新団員につきましては、毎年一月に開催されます消防団員、幹部、並びに新人講習会において、安全管理消防団員活動マニュアルに組み入れ、周知させる方向で実施してまいります。

火災時における注意点といたしましては、屋上に乗っているソーラーパネルの火災によって落下した場合、パネルには触れないようにする。また、触れる場合は、耐電性のゴム手袋、ゴム長靴を着用して感電防止に努める。パネルが落下せず、構造体に乗ったままであれば、感電防止と落下による事故防止に努める。消火活動につきましては、感電を防止するためにソーラーパネルへのストレート注水は避け、噴霧注水させることなどが上げられております。

また、残火処理につきましては、ソーラーパネル自体が太陽光または夜間照明を受けると発電し続けるため、パネルを裏返すか受光を遮るようにシートで覆うようにし、対応するよう注意喚起を図っております。

一般の町民の方に対しましては、火災の場合、発電の遮断をさせることは不可能でありますので、パネル等に触れないように注意をする。また、台風、突風、竜巻等でパネル自体、構造体が飛

ばされた場合にも、同様にパネルに触れないように注意することが重要でございます。

こうしたことにつきましては、今後、広報紙並びに消防本部のホームページ等に注意喚起を促す内容を掲載するなど、注意を図ってまいりますと考えてございます。以上でございます。

○議長（吉田太郎君） 田中生活環境課長、自席で答弁。

○住民福祉部生活環境課長（田中一也君） ただいまのコストの御質問でございます。

環境省が出した太陽光発電設備のリサイクル等の推進に向けたガイドライン、この中に撤去に係る費用の事例が紹介されており、平成二十五年度に実施したアンケート結果も掲載をされております。

一つ目といたしまして、建物解体業者、解体業者による撤去の場合の費用でございます。住宅用使用済み太陽光発電設備の取り外し作業のための依頼者から受領した一件当たりの料金でございますが、最低価格帯が三万円未満、割合でいうと一一・九％から、最高価格帯といたしまして十八万円以上、これも一一・九％で、平均としましては八・九万円ということでございます。

次に、施工業者による撤去の場合の費用ですが、住宅用使用済み太陽光発電設備の取り外し作業のために依頼者から受領した一件当たりの料金ですが、最低価格帯が五万円以下、これは四・二％、最高価格帯といたしまして三十一万円以上、これは八・三％で、平均十八・九万円ということでございます。

もう一点、三番目といたしまして、施工業者により支払われた産廃処理に係る費用ということでございます。使用済み太陽光発電設備の取り外しを行った施工業者が、廃棄のため、廃棄物処理御者に支払った住宅用一式当たりの費用が明らかである場合の費

用ですが、最低価格帯が二万円以下、一六・七％から、最高価格帯といたしまして九万円から十万円、三三・三％で、平均六・六万円ということでございます。

アンケート結果では、非常に金額の幅があるように見受けられますが、発電規模が不明であること、現時点の排出量は非常にわずかであるということから、適正な撤去に係る費用が確立されるまでには時間がかかる可能性があると思われれます。以上でございます。

〔九番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） それでは、次の質問の項目に移りたいと思  
います。

ちよつと前置きは省きまして……。

〔発言する者あり〕

○九番（田中敏弘君） それなら、議長、午後になります。

○議長（吉田太郎君） これより暫時休憩いたします。

再開は午後一時よりとします。

（午後〇時 〇五分 休憩）

（午後〇時五十七分 再開）

○議長（吉田太郎君） 休憩を解き、再開いたします。

一般質問を行います。

○九番（田中敏弘君） それでは、午前中に引き続きまして、二問

目の一般質問をいたしたいと思います。

まず、項目としては、教育行政についてであります。この項目について二つございますが、まず最初に組み体操実施の町の所感  
はということ、全国の小・中学校で事故が相次いでいる組み体  
操について、スポーツ庁が本年三月二十五日、国として初の指針

を示しました。安全が確保できない場合は、危険なわざの実施を  
見合わせるよう、各都道府県教育委員会に求めたと新聞報道があ  
りましたが、学校には子供たちの安全に配慮する義務がある。組  
み体操をやるのであれば、より緊張感を持つて対応してほしいと、  
このように文科省は記者会見で強調されました。指針としては、  
組み体操を実施する狙いを教職員が理解する、児童・生徒の習熟  
度を把握し、事故が起きた際は原因を究明する、タワーやピラミ  
ッドなど高い位置に上がるわざは確実に安全が確保できると判断  
したとき以外は見合わせるなどあります。具体的な判断は学校  
に委ねたいとして、危険な種目の禁止や高さ制限は盛り込みませ  
んでした。

このような状況の中に、国の指針を踏まえ、岐阜県教育委員会  
は組み体操の人数の基準を六人程度に抑え、安全への配置を徹底  
するよう市町村教育委員会に通知したことが五月二十三日の某紙  
の取材で判明いたしました。これを受けて、春の運動会では、実  
施を見送る学校や規模の縮小を決めた学校も出ているようであり  
ます。

六月十五日の新聞報道でもございましたように、本巣郡北方町  
の教育委員会は、本年度から町立の幼稚園、小学校、中学校の全  
てで運動会で組み体操を実施しない方針を決めたと報道がありま  
した。県教委の担当者は、低い段数でもけがは起きるので、段数  
では示さなかった。安全に十分配慮してもらおうのが狙いと説明を  
いたしております。

そこで、お尋ねいたします。組み体操による町内小・中学校で  
の過去の事故の有無、ある場合には学校別件数とか年度別明細を  
お示しいただきたいと思えます。

二点目として、町内の小・中学校での組み体操の実施状況、三

点目として、今回の文科省の指針が示されたことにより、小・中学校に対し、町教育委員会のとられた具体的な行動はどうか、お尋ねをいたします。

四点目として、専門家の声として安全性の高いわざもあり、協調性や一体感、連帯感が育まれるという教育効果を上げるという利点もあると述べています。今後取り組んでいく前提として、先生に対して研修、講習の計画をし、安全と挑戦を両立させるべき、地域ぐるみで検討する余地があると思いますが、町教育委員会としての考えはどうか、お尋ねをいたしたいと思います。

それから、二項目めとして、中学校の部活動の休養日についてはどうですか。

去る六月三日、文科省が中学の部活動に休養日をつけるという提案をまとめました。来年度にもガイドラインを作成し、どのぐらいの休養日が必要なのかという方針を示すということでございますが、顧問の教員の負担を軽くし、生徒の健康を保つため、過剰な活動を適正化するの狙いがあります。

提案では、休養日をつけるほか、複数の顧問を配置することなど、学校に求めるとしてありますが、具体的には、中学校では週に二日以上の休養日を、また長期休業中はまとまった休養日を、平日は二ないし三時間まで、土・日は三ないし四時間までとなっております。しかし、現実には提案に逆行する形で日数も時間数も超過し、増加しています。

過去の文科省の報告書では、これまでの運動部活動では、活動日数が多ければ多いほど積極的に部活動が行われているとの考えも一部に見られたことが反省され、スポーツ障害やバーンアウトの予防の観点、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保の観点などを踏まえると、行き過ぎた活動は望ましくなく、適切な休養

日等が確保されるべきと主張されています。これらを踏まえお尋ねをいたします。

一点目として、町内二つの中学校の部活の実態、状況はどうか。その実態を踏まえ、町教育委員会としてとるべき行動はどうか、考えを求めたいと思います。

二点目といたしましては、私は部活動の休養日をつけるという一番の狙いは、教師、先生の負担を減らすという目的が一番大きいと思います。部活の体制としては、基本的には顧問制をとっている学校が大部分だと思いますが、先生であれば、どこかの部活に所属することになると想定されます。しかし、部活動の顧問を担当することは教師の義務ではないと思っておりますし、あくまで学校の方針で実施されているとの理解で正しいのか、お尋ねをいたします。

三点目として、先生の立場、生徒の立場、親の立場、いろいろな意見がありますが、先生の立場から申し上げますと、土・日も部活を行うのが普通なので、部活動がある限り、先生の休みも基本的にはないのではないのでしょうか。あるアンケート調査によると、手当を増額すればよいと考えている先生は約五〇%、残りの半分は金銭の問題ではなく、休み自体が欲しいとの結果があります。この部活動問題は前々から議論されてきたところですが、最近若手の教師を中心に部活動に限らず、先生の業務量の多さに疲弊して、学校もブラック企業と、正当な業務量にしてほしいとの声もあり、いろいろと労働条件を整えないと先生が不人気の職業になりかねないと考えますが、教育長の所見を求めます。

○議長（吉田太郎君） 並河教育長、答弁。

○教育長（並河清次君） 田中委員の質問に答えさせていただきます。

まず組み体操についてですが、町内小・中学校で組み体操による過去の事故の有無についてということですが、過去五年間に就いて調べてみましたところ、日本スポーツ振興センターに報告した事故が一件起きております。

この事故は、多く事故が起こっている、先ほどから出ています、ピラミッドやタワーと呼ばれる種目ではなくて、サボテンと呼ばれる種目です。二人が一組になり、一人が相手の膝の上に乗る、もう一人がその膝を支えるという種目です。体育館での練習中に、上の児童がバランスを崩し転倒し、腕と顔を打撲しました。骨には異常はありませんでした。

二つ目の町内での組み体操の実施状況については、日吉小学校と養老小学校の二校で実施されております。日吉小学校では日吉ソーランの最後に三段ピラミッドを行っております。養老小学校では、タワーでもピラミッドでもない組み方を工夫した変則の組み体操を実施しております。ちょっと小さくて見えにくいかわかりませんが、こういった一段目に四人四人の八人がおります。二段目といいますか、一段目は四つんばいになっておるんですが、二段目は立った状態で、その四つんばいになった子の背中に手を置いていると。で、二段目が四人、三段目も四人、四段目は二人、五段目に当たるところに一人の合計十九人でピラミッドの五段に当たる組み体操を実施しています。補助としては教師が二ないし三名ついて実施しております。

三番目の文部科学省指針に対する具体的行動については、まず校長会で実施状況を確認しました。実施している学校は、先ほど述べましたように二校でした。日吉小学校は三段六人のピラミッド、養老小学校では五年生で実施しておりますけれども、私自身が二年間、その校長をしておりまして、安全に実施されている

というふうに思っております。大きな事故はなかったんですが、先ほど述べましたように一件、昨年度、事故がありました。保護者との話し合いを持って、もう一度実施するか検討するように伝えました。

これまで同様の組み体操を実施する場合には、特に体育館で大きな事故が起こっておりますので、体育館で行う場合にはマットを使用するか補助者をふやすなどすると。全体的に外も含めまして、補助する人数をふやすというように、安全を最優先に考えて実施するように伝えております。

四番目の先生に対する研修や講習会の計画はあるのかということですが、現在、県教育委員会による研修会は計画されておられません、計画が出されれば参加するよう働きかけていきたいと思っております。また、組み体操実施校につきましては、過去の事故のデータなどの資料をもとに、安全に実施するための研修会を行うように指導していきたいと考えております。

大きな二点目の部活動についてです。  
一点目の中学校部活動の実態はどうかということについてお答えします。

平日の状況ですけれども、平日は高田中学校は月曜日と木曜日、放課後ですけれども、東部中学校も月曜日と会議のある日の放課後の部活動は行っておりません。また、活動時間は季節により大きく違っておりますが、活動時間が一番長い今の時期でも朝練習は二十分間、七時半からです。放課後練習は年間を通して一時間四十分以内となっております。逆に、十一月から一月までの冬場については、ほとんど練習ができないという状態で練習不足となっているのが実情です。

休日につきましては、土曜日・日曜日につきましては、第三



土・日のどちらか一日を原則休みとしております。練習時間につきましては、体育館もグラウンドも使用の割り振りがあって、二ないし三時間程度の練習となっています。長期休業中については、お盆やお正月など部活動の禁止期間を学校で取り決めて実施しております。

教育委員会といたしましては、これ以上職員の負担が過度にならないように十分注意して、見守って指導していきたいと考えております。

それから、二点目の部活動の顧問は教師の義務かということに関してですけれど、休養日を設けるというのは、教員の休養だけではなくて、生徒の健康を保つという部分についても大切だなど私は思っています。部活動については、中学校の学習指導要領の総則第四指導計画の作成に当たって配慮すべき事項の中に次のように位置づけられております。

生徒の自主的、自発的な参加により行われる部活動は、スポーツや文化及び科学等に親しませ、学習意欲の向上や責任感、連帯感の涵養等に資するものであり、学校教育の一環として、教育課程との関連が図られるよう留意することとあり、学校において計画する教育活動の一つとされています。したがって、学校で実施してもしなくてもよいという活動ではありません。部活動指導は、主任等の任命同様、年度初めに校長から出された部活動の監督・顧問という職務命令です。部活動をやるかやらないかを教師の意思に任せてしまったのでは、部活動が成り立たなくなること考えられます。

それから顧問等の負担につきまして、労働条件を整えなければならぬというような話がありましたけれども、全く田中議員のおっしゃるとおりだと私も思っています。先ほどの指導計画の配

慮すべき事項の中に、その際、地域や学校の実態に応じ、地域の人々の協力、社会教育施設や社会教育団体等の各種団体との連携などの運営上の工夫を行うようにすることと書かれており、これを受けて養老町では、顧問の負担軽減とともに生徒の技術力アップのために、平成二十一年度より社会人指導者に入っていたいております。平成二十六年度は、二校で十七名、平成二十七年は十八名、ことしは十四名、指導者に入っていたいております。しかし、複数顧問制につきましては、生徒数の減に伴い職員数も減ってきており、複数配置できていない部活動が年々増加しており、顧問の負担がふえてきております。

労働条件を整えるためには、根本的な見直しを図らない限り改善することは無理だと考えております。先生方は児童生徒が下校してからも、教材研究や成績処理、事務処理、家庭連絡等いろいろな業務が待ち構えています。その時間を生み出すためには、児童生徒の下校時刻を勤務時間終了の一時前半前までの三時半ごろになるように、授業時数や活動時間を精選するか、職員数をふやして、事務処理などの業務を分担したり、授業を行わなくてもよい時間をつくったりするなど、抜本的な対策が必要だと考えております。以上です。

〔九番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 今、答弁いただきましたが、部活動の先生の負担というか、今後もぜひ適切な対応を求めたいと思います。最後に組み体操の関係ですが、愛知県のある中学生が新聞に投稿してありましたので、その文面を少し読んで終わりたいと思います。

学校での組み体操が廃止になっていいのか考えています。僕は、

小・中学校の運動会で、ピラミッドの一番下をやりました。隣の人が頑張っているから、自分も頑張ろうと思いました。体でぶつかり合って、練習で苦しい思いをしてこそ、諦めない心や頑張つて物事を達成しようという気持ちが育つていくと思います。

廃止してしまつたら、これからの日本を支えていく存在が、言葉だけを並べて、少し無理だと思つたら、すぐに諦めてしまふような人たちになつてしまふと思います。組み体操廃止は絶対にだめだと思ひます。ピラミッドなら段数を減らしたり、小さなタワーでも監視を多くしたりすれば、けがも減ると思ひます。危険だといつて廃止する学校を少なくするために、練習の時間をふやしたり、回りで支える人を多くしたりするなどの対策がとられればいいなと思ひますと結んでいますが、教育長、感想がございましたら一言お願いします。

○議長（吉田太郎君） 並河教育長、自席で答弁。

○教育長（並河清次君） 今、生徒が書いたとおりだと私も思つています。

タワーの五段とかピラミッドの八段という非常に高い危険なものを実施することについては問題があるというふうに思ひますが、事故が起きているから全て中止とか、極端に段数を制限することには反対です。危険を察知し、危険を回避する能力を備えるためには、子供の時期に危険な状況を幾つも体験し、その中で危険を予測したり、回避したりする能力を身につける必要があると考へております。けがをしないとけないからとか、危険だからという理由で危ないことを何もさせないと、危険を回避することができなかつたり、相手のことが考えられずに危害を加えてしまつたりする子に育つてしまふと思ひます。安全に豊かに生きていけるようにしていくためには、年齢に合った適度な危険体験が必要であ

ると考へます。

平成二十七年岐阜県内で起きた体育的活動中における事故の状況を見ましても、組み体操による事故は小学校では六番目、中学校では三十六番目となっております。一番多かつたのは、小・中学校とともにバスケットボールの事故でした。これまで起きた組み体操での大きな事故の状況を見ましても、すごく高いタワーやピラミッドでの事故ばかりでなく、三段ピラミッドの一番下や二段目での事故や、三段タワーでの事故が多く、巧緻性や体力低下が原因にあると考へられます。体力や巧緻性が育つていないから禁止するという考へ方ではなく、低学年の折から必要な体力をつけるとか、練習を早目に開始し、技能を徐々に高めていくといったことを考へてもいいのではないかと思ひます。

年々体力が低下してきており、幼児期からの体力づくりを進めていく必要性を強く感じております。

養老町では、ことしから、幼児のための運動教室を幼稚園で始めました。また、小学校低学年までの園児、児童向けに一部の地域でバルシューレによる運動を始めしております。

以上のことより、必要以上に高い組み体操には問題があると思へますが、基本的に中学生の意見に賛成です。以上です。

○九番（田中敏弘君） 以上で一般質問を終わります。

○議長（吉田太郎君） 以上で九番 田中敏弘君の一般質問を終わります。

○議長（吉田太郎君） 次に、十二番 青山貞一君。

○十二番（青山貞一君） 私は、行政改革の一環として、大変な金額を払つております養老町の借地料について御質問をしてまいりたいと思ひます。

なぜ行政改革は必要かというのは、皆さん御存じのとおりであります。東京一極集中であります。あとの市町と申しますか、県と申しますか、全ての自治体において人口が減少しております。大変深刻な問題であります。

我が町におきましても、ピーク時には三万四千人という人口を数えておりましたが、現在においては二万八千という、大変厳しい数字になっております。また、統計で見えますと、二〇四〇年には二万二千人というような数字が出ております。全てがこれが問題であるということで、各自自治体が問題に取り組んでいるというわけではございませんが、お隣の大垣市におきましては、子育て支援日本一と銘打って、メインとして高校生まで医者料を無料にしているとか、岐阜市のお隣の町では、山県市でありますけれども、全員の保育料を市で持つという、本当に画期的だと思いますか、大盤振る舞いといえますか、そんな行政を打って人口減を食いとめようと頑張っております。

我が町の大橋町長におかれましては、いろいろな所見を述べられております。人気取り合戦はやりませんよという一つの所見も述べられております。しかし、それで放っておいていいんでしようか。私はなりふり構わず行政改革といいますが、人口減対策を打っておかないと、何十年か後には取り返しのつかない事態になってしまわないかという思いがします。

このような現状を踏まえて、養老町もさまざまな行政改革が行われております。先ほど岩永議員の一般質問にもありました町長の交際費、町長答弁いわく、百十何万の交際費を前年度は四十数万にしましたよと、本当によくやっていたと思います。半分以下に交際費を抑えて頑張っていたおと、さすが民間出身の町長であると感心をいたしましたところでもあります。

津田町長以降、清水町長、稲葉町長と三十年余りにおいて行政出身の町長さんが頑張っていたきました。で、大橋町長に六年前になりますかね、かれこれ、登壇をいただきまして、行政改革に頑張っていたおと、さりとて養老町を取り巻く環境は大変厳しいものであります。

単年度でおきましても、来年におきましては一三〇〇年祭の実施、また当面する負担増といたしましては、水谷議員の質問にもございましたが、近鉄養老線の負担増、そしてまた高齢化に伴う国保会計への負担増、まだ金額的には大したことはございません。私、大変危惧をしておりますが、民間業者の参入による清華苑の深刻な利用減、一昨年は一千万というような金額が売り上げ、売り上げと申すとちよつと失札ですが、減少しております。そしてまた、来年か再来年後には清華苑の隣に家族葬向けの斎場ができるというようなことで、大変厳しい現状でございます。

そんな中でさらなる改革の一環として、当町が借地料として契約をしております事案を見直していただきたいということで、今回一般質問をさせていただきました。

その借地料でございますが、学校関係では二十九件、保育園関係では七件、社会教育関係では六件、体育関係で二件、環境衛生関係で十二件、トータルをいたしますと約五十六件になると思います。また、全体の面積では九万五千七百二十九・九二立方メートル、金額にいたしますと、年間一千三百八十一万二千九百九十四円が毎年毎年地権者の皆さんに支払われているのであります。

そこで、私は土地の賃貸契約更新の際には、固定資産税の課税状態を参考にして、現状に見合った契約が必要ではないかと思うのであります。

例えば養老山脈に位置しますグリーンハイツグラウンドであり

ますが、昭和四十八年に二百十五万八千二百八十円で契約され、以降四十年間にわたり支払い続けていると思うのであります。四十年前には立木補償等も含め、それなりの資産価値はあったかもしれません。しかし、現在の林業を取り巻く環境はいかがでありましようか。総合的に判断をして契約を執行していただきたいと思うのであります。

ちなみに、参考までに申し上げます。養老公園内に直江谷という直江の地区の皆さん、そして直江の春日神社が所有しております直江谷というのがあります。契約は相当昔であります。公園の景観を守るため、また立木補償の意味も含めて数年前まで年間百数十万円の借地料といえますか、補償料が払われておりました。しかしながら、数年前より見直しが始まりまして、現在では毎年契約内容が変わり、地元の人のお話を聞きますと、現在では数万円いただいております。百数十万円でいただいていたものが、現在では数万円であるというような厳しい県の姿勢であります。

しかしながら、養老町におきましては、グリーンハイツ等の契約を見えますと、金額的に更新がされた跡が見られないというように私は認識をするわけであります。金額的な面で見ますと、グリーンハイツとスマイルグラウンドですね、サッカー場ですけれども、この二つで養老町の借地料の半分ほどを支払っているわけでありますので、この二つの施設の借地料を再度見直していただきまして、固定資産税の課税標準に見合ったような金額を出していただいて、契約をしていただきたい。こんなふうに思っています。町長に御提言を申し上げて質問とさせていただきますかと思っております。

○議長（吉田太郎君） 町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 青山議員の借地についての御質問にお答え

をさせていただきますかと思っております。

いずれの借地につきましても、過去からの経緯もあり、現在の契約内容にて契約をいたしております。グリーンハイツ土地借地料につきましては、更新時に借地料の改定をしましたが、借地料の値上げについては、平成十三年より現在の価格で据え置き、お支払いをしているところでございます。

また、スマイルグラウンドについては、平成三年に契約をし、平成十九年より現借地料で据え置き、お支払いをしているところでございます。

グリーンハイツグラウンド及びスマイルグラウンドは、少年団活動や社会人活動の利用施設、イベント会場としての重要度も高く、契約解除することは難しいと考えております。また、両借地には神社地が含まれることから、購入することが困難となっております。

今後は、契約条件を含め、両グラウンド、特にグリーンハイツの土地借地料については、地権者に町の財政状況等を丁寧に説明し、値下げへの御理解をいただくよう交渉していきたいと考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

〔十二番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 十二番 青山貞一君。

○十二番（青山貞一君） 私、質問の中でも述べましたように、固定資産税というのをいただいておりますので、それに見合った借地料を支払っていったらどうかということを御提案しております。幾らとは申しませんが、やはり相当低額な固定資産税ではないのかと。地目が何であるかは、私、定かではありませんが、宅地ではないかと思っております。そんな課税対象の中で、金額の

二百十五万というのを見ますと、明らかにこれは宅地を買い取るというか、バローとか、それからイオンとかオークワとかの金額とそう変わるのやないかなという気がするわけでありませぬ。ちなみにバローにつきましては、地権者の方にお話を聞きました。一反七十万に契約更新、ことし、この四月でしたか、これは契約更新がありまして、一反当たり七十万ですよというお話を聞きまして。私も最初は一反九十万になっておりましたが、現在は細かい数字はちよつとわかりませんが、契約更新の際には相当低い金額で契約をされていると思います。

そこで、今町長の答弁の中で、契約更新しておりますという御答弁がございましたので、何年度にどんなような契約更新をしたのか、ちよつとそこら辺を再質問でお願いしたいと思います。

○議長（吉田太郎君） 西脇スポーツ振興課長、答弁。

○教育委員会スポーツ振興課長（西脇正信君） 失礼します。先ほどの御質問に御回答をさせていただきます。

最終に、先ほど町長のほうから申し上げましたように、更新を据え置きというふうでなっております。最終の契約が、グリーンハイツ養老については、平成十二年十二月から据え置きということで、ずっと契約の内容を変えておりませぬ。

グリーンハイツグラウンドにつきましては、平成二十二年、いわゆる契約状況が変わっておりませぬので、十年間、以後これを進めていくということで、金額的な中身は変更しておりませぬ。以上です。

〔発言する者あり〕

○教育委員会スポーツ振興課長（西脇正信君） 最初はグリーンハイツです。後で述べさせていただきますのがスマイルグラウンドで

ございます。以上です。

〔十二番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 十二番 青山貞一君。

○十二番（青山貞一君） 私の質問したのは、幾らを幾らに契約更新したんですかという意味の質問をしておりますので、その意味で不十分でありますので、再度、金額を教えてください。

○議長（吉田太郎君） 西脇スポーツ振興課長、自席で答弁。

○教育委員会スポーツ振興課長（西脇正信君） グリーンハイツにつきまして、平成十二年十二月七日に、現在の一平米当たり百五十八円という契約で今現在に至っております。

スマイルグラウンドについては、先ほど述べさせていただきましたように、平成十九年のときにスマイルグラウンドは百四十二・四円で今現在に至っております。以上です。

〔十二番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 十二番 青山貞一君。

○十二番（青山貞一君） 何回もお聞きしておりますが、四十八年の契約当初は総額で幾らでしたか、スマイルグラウンド、それをお答えください。

○議長（吉田太郎君） 西脇スポーツ振興課長、自席で答弁。

○教育委員会スポーツ振興課長（西脇正信君） 今現在ちよつと手元に資料がございませんので、後ほどお答えさせていただきますと思います。

○十二番（青山貞一君） 最後、答弁ができておらへんで、最後締めくくります。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 青山議員が御提案いただいておりますように、毎年査定段階におきまして、この二つのところは特筆した

賃借料であるということは十分承知をいたしております。承知をいたしておる中で、この金額で財政を組んでいるというわけでございます。

と申しますのは、もちろん私、一番最初の覚えておる査定のときに、この金額については驚きを持ちました。ただし、交渉を重ねるということではございましたけれども、契約というのは相手方あってということでございます。ならば代替施設をというような考え方もございますが、今このグラウンドをお返しして、他にグラウンドをつくるということは大変なお金が必要ということで、根気強く契約の見直しを続けていこうということで現在進んでいるところでございます。

スマイルグラウンドも、皆さん御存じのように、あれだけの芝ができて、今返すのかどうかということになれば、とんでもないまた金額を出して代替施設をつくらなければならないというふうに考えるところでございます。

あくまで契約でございますので、これからも根気強く一般の方々にも納得をしていただけるような借地料に変えていただくようお願いし合いを続ける以外に手はないのかなというところでございます。

そういったことで、据え置き据え置きという形で現在に至っているというふうに御理解をいただきたいと思っております。以上でございます。

○十二番（青山貞一君） 一言だけ。再三済みません。町長の答弁の中で、更新で努力しておりますというようない方がありましたので、私はちよっとそこにひっかかったので質問しておっただけで。済みません、時間をとりました。

○議長（吉田太郎君） 以上で、十二番 青山貞一君の一般質問を

終わります。

○議長（吉田太郎君） 次に、四番 大橋三男君。

○四番（大橋三男君） それでは、議長より発言のお許しをいただきましたので、通告に従いまして、二件について質問をいたします。

まず第一問目でございますが、オンデマンドバス運行の再考、見直しについてでございます。

オンデマンドバスの運行につきましては、以前から各議員よりそれぞれ毎回、さまざまな住民の意見として何度も一般質問をされております。今回は私、少数意見ではございますが、平成二十七年、昨年度にオンデマンドバスの運行のアンケート調査が行われております。その結果が資料として提示をされております。それを踏まえまして質問をいたします。

アンケート調査によりますと、オンデマンドバスの利用目的は病院が最も多く四〇%、また福祉施設に行くというものを含めますと五〇%を超えているようでございます。また、利用者の年齢は七十歳以上で八〇%近い数字でございました。また、八十歳以上の利用者が最も多く、四五%であるという結果でもございました。利用の日数も毎日を含め週一回利用すると、週一回以上利用するという方が七〇%を超えております。

その中で、メリット、デメリット、そんな調査の関係も、予約した時間に来るからよいというのがメリッ的な点で二〇%という数字でございます。悪い点といたしましては、デメリットですが、予約がとりにくい、電話予約が面倒、これが四〇%以上というところで不満の回答があったわけでございます。

私、個人的な意見でございますが、利用目的の多い病院や福祉

施設、そんな利用を考えますと、朝一番の利用が多く予約がとれなかったという、断られたという声も聞いた中で、それを少し見直していただきたいということが私の考えでございます。

町長におかれましては、今年度の施政方針の中でもオンデマンドバスについては、今後も利用者の意見を広く取り入れながら、これまでの運行実績のデータを活用、解析し、効率のいい運行を検討するなど、さらなる利便性の向上を図ってまいりますと述べられております。

そこで、オンデマンドバス運行の再考についての質問をいたします。

アンケートにもデメリットであると回答のあった予約が必要な運行バスは、現在最も利用者が高い高齢者にとっては、やはり電話をするだとか予約が必要だという部分については、これからのさらなる高齢者社会に向けては、利便性の高い高齢者に優しい運行ではないのかというふうには私は思うわけでございます。したがって、せめて朝夕の一定の時間帯だけでも予約の要らない従来のゲンちゃん号方式の運行の再考はできないものでしょうか、お尋ねをいたします。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） オンデマンドバスの再考についてという点とで、お答えをさせていただきたいと思っております。

昨年実施した利用者アンケートの結果でございます。議員が申されましたけれども、予約が面倒、予約がとりにくいなどの御意見が悪い点としての四〇%ということでございますけれども、ただし、多くの方から予約した時間に来るのほか、ゲンちゃん号よりよい、バス停が近い、出かける機会がふえたなど好評な御意見もたくさんいただいております。オンデマンドバスについては、

運行している平日の午前八時半から午後五時までの町民の公共交通として、十分に役割を果たしていると考えております。

しかしながら、オンデマンドバス運行時間外である朝夕の時間帯の公共交通では、養老鉄道や一部の地域で運行される路線バスのみであることから、町としましても通勤通学時間帯で利用可能な公共交通の充実が課題であると認識をいたしております。通勤通学時間帯での公共交通といたしましては、現在のオンデマンドバスの利用時間の拡大のほか、大垣多良線の路線の見直しなどを含めた定時定路線バスの運行、タクシーの活用など、さまざまな案が考えられますけれども、必要となる予算も踏まえて、本町に合った公共交通を検討して、多くの住民の方に御利用いただけるよう充実を図っていきたくと考えております。以上でございます。

〔四番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 四番 大橋三男君。

○四番（大橋三男君） さらなる質問の補足説明でございますが、養老町は特に公共の交通機関が薄く、これからの高齢化社会に向けては町のバス運営が重要な足であるというふうに考えております。アンケートの結果を見ましても、利用地区の順位は養老、笠郷、池辺でございまして、全体の四〇%以上の利用率だということでございます。

私どもも平成二十六年に議会の産業建設委員会議員視察におきまして、山梨県の甲府市でデマンドバスの効率的な運行のあり方として研修に行っていました。そこでもやはりデマンドバスを定時運行、または路線バスとリンクすると、そんな方法論も検討しているという意見も聞いたわけでございます。

当町も、町長さんの回答もよくわかりますが、利用者に優しい運営方法をさらに模索をしていただきまして、さらなる住みやす

いまちづくりの実現を要望いたしました。次の質問をいたします。  
二番目でございます。今回、さまざまな防災計画があるわけ  
でございますが、今回、私、具体的な案を持って防災計画の見直し  
についてお尋ねしたいというふうに思います。

まさに今、災害は日本の宿命と言われておりまして、きょうも  
二、三日前から九州では地震に次いで記録的な集中豪雨、ゲリラ  
豪雨による洪水、河川の決壊、土石流など、さまざまな大災害で、  
とうとう人命が失われておるといのが現状でございます。

当町におきましても、昭和三十四年の集中豪雨と伊勢湾台風に  
よる二度の洪水の遭遇、昨今ではこの三十年以内に七〇%の確率  
で起きると予想がされております東南海・南海トラフ地震等、大  
変に危惧をされているところでございます。

防災・減災は、自助、共助、公助というのが基本でございます  
が、予想される災害に備えまして、自分たちの地域は自分たちで  
守るために前向きな施策をしていかなきゃならないということで、  
そんな要望ということで、四点について質問をいたします。

初めに、水防計画による質問でございます。

今年度、災害種別ごとに見直されました水防計画書によりま  
す。池辺地区の洪水時の指定緊急避難場所が池辺小学校に避難と  
指定がございますが、先ほど申し上げました過去の台風、洪水時  
には、河川付近の地区の方は、洪水時にはほとんど堤防上や、一  
部は近隣の市町に避難をしたという経緯がございます。したが  
いまして、洪水時にあの平地の池辺小学校への避難は難しいん  
ではないかというふうに考えておられるわけでございます。

そこで質問でございます。洪水時、有事の際に、例えば隣接を  
しております海津市南濃町、また輪之内町、大垣市といったとこ  
ろの公共施設や空き家といったものを利用できる施設、避難がで

きる施設、そういったものとの広域避難地区の協定はできないも  
のでしょいかというのが第一問目の質問でございます。

次に、第二問目でございます。水防倉庫の件でございますが、  
大巻地区の高柳というところに水防倉庫がございますが、これに  
つきましては、堤防の下でございます。したがって、洪水時  
は使用ができない状況になるというのが考えられるわけござい  
ます。また、その隣にございます仁保の水防倉庫でございます。

これも非常に出入りが不便で、利便性に著しく欠けます。この際、  
今、近くに建設中の防災基地、これにこれらを含めた総合的な水  
防倉庫の建設、これができないかというお尋ねと、さらには現在  
ある倉庫の中の資材、機材の点検状況、また古いもの入れかえ  
状況、入れかえですね、古いものを入れかえる、そんな状況の経  
緯をお尋ねしたいというものが第二問目でございます。

続きまして、第三問目でございます。次は、地震・災害関係の防  
災関係でございますが、防災マップ、ハザードマップ、いろんな  
形でマップがつけられておるといふふうに思うわけでございま  
す。地震・災害等の有事の際に必要なのは、東北地震や熊本  
地震の避難所等で問題になっております飲料水以外のトイレの水  
やシャワー水、そういった日常に必要な水、そういったものが非  
常に不足すると、困っているという報道がされておりました。

そんな水の確保のために、当町は防災井戸、これは幸いにも養  
老町については湧き水だとか地下水が豊富であるという条件のも  
とで、そんな井戸、現在もあると思います。そういったものの調  
査とそれに対するマップをつくっておく。また、それに伴って高  
齢者のひとり住まいの世帯、また空き家、そういったものもマッ  
プにしながら、有事の際には一目で対応できるといふような、  
小地区単位で結構でございますが、そんなマップの採用で有効的



な活用の備えとしてできないものでしょうかというのが三問目でございます。

最後四問目でございますが、実は現在、区長の防災服でございますが、冬服のみでございます。区長は立場上、有事の際はもちろんのこと、水防訓練でも防災訓練でも火災現場でも重要な立場でおられます。先般も水防訓練の際には、多くの方から冬服よりも夏服が欲しい、そんな意見を聞かれたわけでございます。

そんな中で、ぜひ区長様方には夏服の支給をお願いしたいという、以上四点で質問をいたします。

○議長（吉田太郎君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 防災についての御質問にお答えをさせていただきます。ただきたいというふうに思います。

海津、南濃等への広域避難協定ということでございますけれども、災害対策基本法（平成二十六年四月一日施行）の改正によりまして、切迫した災害の危険から避難するための緊急避難場所と、一定期間滞在し、避難者の生活環境を確保するための指定避難所を指定することになり、町では平成二十七年三月に、これまでの避難所、避難場所を改め、災害の種別、洪水・内水氾濫、土砂災害、地震・大規模火災ごとに指定をしたところでございます。

また、災害対策基本法では、市町村の災害応急対策等として被災住民の受け入れに係る他の市町村との協議も定められておりますが、県内においても、平成二十六年九月に關市と美濃市が、また平成二十八年二月には岐阜市を中心とする岐阜圏域九市町が、また平成二十八年四月には揖斐郡三町において、広域避難を可能とする協定を締結されております。

また、本町に関係するものとしたしましては、平成二十七年二月に西濃地域における越境避難に関する協定書を大垣市、海津市、

養老町、神戸町、安八町、輪之内町、揖斐郡大野町の間で締結し、災害発生時、または発生するおそれがある場合に備え、当該市町村内の避難場所に避難するより、隣接する市町に避難する方が安全であると認められる地域の住民の一時避難に協力することとしております。

特に、議員の質問にございました海津市との越境避難については、揖斐川以東の地域について協定で定めており、河川の増水時には橋を渡ることが危険と判断する場合には、旧平田町の避難施設の使用を要請することができるとされております。

また、旧南濃町の避難施設については、協定が現在ございませぬ。これについては、避難施設の收容能力、災害の状況といったことなどもございますので、今後、緊急避難場所等の受け入れの可能性等について協議をしてまいりたいと考えております。

二点目の大巻高柳の水防倉庫などの効率的作業が望めないのではないかとようなことと、池辺地区の統合的な水防倉庫の建設というようなこと、それから現在資材の点検、入れかえ状況というところでございますけれども、養老町内には水防倉庫が三十七カ所ございます。そのうち池辺地区には、牧田川及び揖斐川の右岸堤に六カ所設置をいたしております。この水防倉庫は、水防監視長以下監視員数名で構成される水防監視班ごとの水防監視区域に一カ所ずつとなるよう配置してございます。災害を未然に防ぐための水防活動用資材が、水防監視区域の範囲に応じて収納をされております。

高柳水防倉庫は堤防の下にございまして、効率的な作業が望めないとの御指摘でございますけれども、この水防倉庫が設置されている場所は揖斐川右岸堤防の上流及び下流へ上る坂路の結節点になっていることから、当水防監視区域内において迅速な水防活

動を実施するには有効な立地であると考えております。

また、仁保地内の大巻下水防倉庫に関しましては、堤防改修によるかさ上げ工事で堤防中段への立地となり、御指摘のとおり利便性に欠ける状況となっております。今後、地元を含め関係者との協議を行い、水防活動の支障とならないように、水防倉庫の移設等も視野に入れた検討が必要であるというふうを考えております。

また、現在建設中の（仮称）揖斐川大巻防災拠点、災害発生時の緊急物資の配給や中継の基地となり、災害復旧用の土砂やブルック等の備蓄物資の保管場所となる予定でございます。このために、水防倉庫と防災拠点では設置の目的や用途が違うことから、現在の段階においては、この防災拠点敷地に統合的な水防倉庫を建設することは計画をいたしておりません。

次に、水防活動用資材の点検状況につきましては、各水防倉庫における備蓄資材は、水防計画により数量等が定められていることから、出水期前、水防活動の実施後及びその他必要な時点において、職員による点検を実施しており、老朽化や不足が生じていれば、随時入れかえ、補充を行っております。今後も水防活動に支障を来すことがないように、出水期前の点検及び入れかえを適正に行い、町民の安心・安全確保に努めていきたいと考えております。

また、次に防災時の井戸についてということでございます。それからからひとり暮らし世帯、また体の不自由な方など、空き家などを組み入れた小地区単位での詳細マップの作成という点でございますけれども、地震など大規模な災害が発生した場合には、給配水管や水道施設が損壊し、長期間にわたり飲料水を初めトイレ、掃除、洗濯用などの生活用水が確保できないなど、大変不便な生

活を余儀なくされることが予想されます。

町では、水道管の耐震化等の施設整備を進め、また水道災害相互応援協定や災害時における協力に関する協定を結ぶなど、協力体制の整備などの対策を進めているところでございますけれども、大規模な災害が発生した直後には、このような公的施設や体制だけでは対応ができないことが考えられます。

過去の大震災では、飲料水については、ペットボトルなどの備蓄や応急給水などで確保することができずけれども、大量に必要とされる生活用水は十分な供給までに相当な日数がかかっており、公的な支援や対策とともに、地域の自助、共助の力が重要と考えております。

現在、避難所となっている公共施設のうち、一部の施設では飲料用以外の生活用水として井戸水が使える施設もございますし、そのほか町内各地域には、各地区の共同井戸や個人の私設井戸等が点在していると思われまます。非常災害時における不足する水の確保の手段として、地域の方々に井戸水を生活用水として御提供していただくことも有効な方法の一つであると考えられますので、例えば災害時協力井戸の登録制度といったことを検討してまいりたいと思っております。

また、災害時要援護者対策といたしましては、平成二十三年度に災害時要援護者登録制度を創設し、災害時に自力で避難することが困難な高齢者や障害者で在宅で生活をしている方、具体的には、介護保険認定者のうち要介護三から五の方、ひとり暮らし高齢者の方、身体障害者手帳などを所有している方、日本語が理解できない外国の方などで、町及び区防災組織や民生児童委員などの地域支援組織への個人情報提供に同意される方を登録いたしております。本年二月にも新たに対象者になると思われる方に登

録を勧奨しており、現在その名簿作成・更新及び既存のGISシステム等を活用して小地区単位での詳細マップを再整備しております。これらの整備ができ次第、民生児童委員などの地域支援組織と情報を共有し、有事に備えたいと存じます。

また、現在実施している空き家の調査は、空家等対策の推進に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十七号）に基づいた調査でございます。同法関連の国の告示におきましては、調査結果に基づく空き家情報の取り扱いについては、所有者等の了解なく市町村内から漏えいすることないよう細心の注意を払う必要があると規定されていることから、現時点では公表できないものでございます。

四点目の夏服の支給ということでございますが、現在、各地域の防災活動の要として、各区長様には年間を通じて水防活動、防災活動、防犯活動と幅広く地域活動をお願いし、重責を担っていただいております。防災用被服及び備品につきましては、交代がある場合は引き継ぎで御使用いただいておりますが、夏季の水防活動を初め、有事の際に備え、また地域の自主防災隊の主体的な役割に鑑み、夏季用の防災被服の貸与について、今後検討してまいりますと存じますので、よろしく御理解をいただきたいと思います。以上でございます。

〔四番議員挙手〕

○議長（吉田太郎君） 四番 大橋三男君。

○四番（大橋三男君） まず一番目に越境避難の協定でございますが、これは先ほどおっしゃられました河川の増水時に橋を渡ることでできないときというのは、これは恐らく大巻地区の大橋組ですか、あの方が養老町へ避難できないときという考え方と思うんですが、私は逆に養老町のほうから平田町のほうへのという考

えでございます。その辺も鑑みまして、含みまして、近代社会の状況の中では、洪水時の避難となれば、人だけでなくやはり何台もの車、それからトラクターやコンバイン、農機具ですね、そういったものも恐らく避難をするというような状況になるかと思えます。それで、過去の洪水時のように堤防上に避難すれば、当然交通は遮断をされる、緊急車両も通行不能、麻痺になるというふうに考えられるわけでございます。

先ほどの町長さんからおっしゃられましたいろんな協定、越境避難に関する協定でございますが、一時避難ができればいいといった漠然としただけの協定じゃなく、やはり自身の濃い、万全を期した具体的な計画、そういったもとの避難計画をしていただきたいというのを要望しておきます。

それから、水防倉庫の件でございますが、防災拠点では設置の目的や用途が違うことから水防倉庫等の建設はないという回答でございました。私の聞いている範囲では、建物等は町の主体で建設できるという設置要件があるというふうに考えております。今後、その防災拠点では、どのような有意義な利用の計画が考えられるのか、今後、地元と十分協議をし、検討しながら、またの機会にお尋ねをいたします。

それから、マップの件でございますが、非常に私の想像以外にやっておられるということをおもいます。進んでいるという解釈をいたしました。今後、そういったものを利用しながら、小地区単位での図上での災害訓練等を実施していただいて、さらなる防災・減災に期待をしておるわけでございます。

最後に、再質問でございますが、井戸です。防災井戸でございます。

これは、やはり有事の際には不可欠ではないかというふうに考

(散会時間 午後二時十分)

えられますので、手薄なところですね、調査の結果、防災井戸の非常に手薄であると考えられるようなところについては、やはり自治会単位で一カ所ぐらいの防災井戸、これはもう新しく掘るというような考え方にはならないのでしょうかという、そんなお考えを再度、再質問をいたします。

○議長(吉田太郎君) 大橋町長、答弁。

○町長(大橋 孝君) 防災井戸、調査をしてという御質問でございます。基本的にはやはり防災井戸の登録、災害時協力井戸というような登録制度などを考えているところでございますけれども、小地区単位でのマップをつくっていく中で、一度調査もさせていただきながら地元の方々とも相談をしながら考えていきたいというふうに考えておりますので、御理解をいただきたいと思います。

〔四番議員挙手〕

○議長(吉田太郎君) 四番 大橋三男君。

○四番(大橋三男君) 御存じのように、きょうもどこかでとうとい命が災害によって奪われている状況でございます。安心で安全な住みよいまちづくり、災害に強い養老町、そんなものを期待しながら質問を終わります。

○議長(吉田太郎君) 以上で、四番 大橋三男君の一般質問を終わります。

日程第三、町政一般に関する質問を終わります。

○議長(吉田太郎君) これで本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

本日は、これをおままして散会いたします。

なお、議会最終日は、あす、六月二十四日金曜日、午前九時三十分より再開いたします。本日は御苦労さまでございます。

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた  
めここに署名する。

平成二十八年六月二十三日

議長 吉田 太郎

議員 田中 敏弘

議員 松永 民夫

